

行政常任委員会

令和元年12月16日（月）

午前10時39分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

先ほど、本会議で議案第75号の文言の訂正の説明がありまして、再度審議していただきます。よろしくお願いたしたいと思います。

これまで予算案の数字の訂正とか、条例の文言の訂正については、議運開催までに修正があるところは届け出があったわけだけど、今回異例の行政常任委員会審査終了後にこういう誤りが出たということでございますので異例だと思います。

今後、十分気をつけるように委員長から申しておいておきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、説明を求めます。

○竹平環境課長 議案の訂正を御承認いただきまして、まことにありがとうございます。本当にまことに申しわけございませんでした。

以後、このようなことがないように十分課として精査をしてまいりたいと思います。

それでは、今回議案の訂正部分でございますけれども、正誤表のほうを見ていただきたいと思います。

正誤表で（1）とあります。

本条例中、土砂等の埋立て等の許可について規定している第8条でございます。

本条例では土砂等の埋立て等を行おうとする者は埋立て等、区域ごとにあらかじめ市長の許可を受けなければならないと、この条例において定めるものでございます。

その上で、ただし書きにより次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでないと、市長の許可を要しないとして以下に事項を列記するものでございます。

（1）1号でございますが、埋立て等区域の面積が1,000平米メートル未満または3,000平米メートル以上の土砂等の埋立て等としており、これにより1,000平米メートル未満または3,000平米メートル以上の土砂等の埋立て等については市長の許可を要しないこととなります。

そして、後ろの括弧書きですが、これはただし書きが括弧書きの表になっている

もので、1,000平米メートル未満の埋め立て等は市長の許可は要りませんが、ただし、1,000平米メートル未満の埋め立て等であっても一団の土地の区域内に複数の埋め立て等区域があり、これらの区域の面積の合計が1,000平米メートル以上300平米メートル未満となるものについては、市長の許可が必要となるというふうに今回訂正をさせていただくものでございます。

まことに申しわけございませんでした。

○三鬼（孝）委員長　ただいま説明のとおりでございますので、何かこの件について御質疑ありましたら御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、これで環境課の審査を終了します。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

（休憩　午前10時42分）

（再開　午前10時43分）

○三鬼（孝）委員長　再開します。

これより教育委員会に係る議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第95号の5議案の審査をしていただきますので、よろしくお願います。

教育長から御挨拶を。

○出口教育長　おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案を御審議いただく前におわびを申し上げたい事項がございます、委員長、よろしいでしょうか。

実は去る11月19日に尾鷲市民文化会館の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、公益財団法人尾鷲市文化振興会1社が候補者として選定をされました。

その選定結果におきまして、議会に御報告を申し上げる前にホームページへ掲載をしてしまったことから、一部の報道機関で報道されてしまうということがございました。

教育委員会の不手際でございます、大変申しわけなく心からおわびを申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

なお、選定結果につきましては、本委員会のその他の項で御報告をさせていただきます。

本当にどうも申しわけございませんでした。

それでは、議案の説明について担当のほうから説明いたさせます。

よろしく申し上げます。

○南委員　　ちょっと今のおわびなんですけれども、これは議長にも、委員長にもなかったって……。

○三鬼（孝）委員長　　議長はなかった。（聴取不能）それでは、議案79号、議案80号、議案82号、議案83号、4議案を一括して審議いたしますので説明を求めます。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長　　生涯学習課です。よろしく願いいたします。

今回の改正理由は基本方針に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、各施設のサービスの性質を分類し維持管理にかかる経費も考慮しながら算定表により使用料の見直しを行うものであります。

それでは、議案第79号、尾鷲市立公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

委員会資料、1ページをごらんください。

尾鷲市立公民館条例の新旧対照表であります。

使用料金等を記載のとおり改正を行うものであります。

尾鷲市立公民館は、昭和55年の開館から料金の見直しは行われておりませんでした。

改正前の表の下段に冷暖房料金は教育委員会が別に定めるとありますが、改正後は基本方針により冷暖房料金を含めて算定しておりますので、これを削除いたします。

次の資料で御説明いたします。

委員会資料、2ページをごらんください。

この表は改正前の料金に冷暖房料金を含めた改正前後の比較表でございます。

基本方針により時間区分の単価を統一して算出し、記載のように改正を行うものであります。

続きまして、議案第80号、尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

委員会資料、3ページをごらんください。

尾鷲市民文化会館せぎやまホールなんですけれども、これの新旧対照表であります。

この施設は指定管理者が経営管理で運営を行っていることから、基本方針の対象外とされてきましたが、平成5年の開館時から利用料の見直しを行っていないこともあり、消費税増税分を転嫁して基本利用料金を記載のとおり改正を行うものであります。

また、表の下段に記載のある附属設備等備品については、いずれも減価償却が終了しているため利用料金は据え置きとしております。

続きまして、議案第82号及び議案第83号につきましては、担当係長より御説明いたします。

○玉置生涯学習課係長 議案第82号、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

尾鷲市運動施設使用料については、昭和62年以降改定がなく、今回基本方針をもとに使用料の見直しを行うものであります。

使用料の算定につきましては、基本方針に基づき受益者負担の原則、他施設とのバランス、公平性等を確保する等を考慮しました。

委員会資料、4ページをごらんください。

尾鷲市営野球場使用料の新旧対照表であります。

野球場も算定表をもとに基本方針に沿って基準の統一性、受益者負担の原則、公平性等を鑑みて見直しを行いました。

委員会資料、5ページをごらんください。

尾鷲市立運動場の新旧対照表であります。

運動場につきましては、現在ナイター設備もなく、日中市民の体育、運動での使用は無料ですので使用料の徴収実績はございません。そのため、必要な区分を残し、他市町住民の使用料に消費税を乗せ端数調整を行いました。

委員会資料、6ページをごらんください。

尾鷲市立運動場テニスコートの新旧対照表であります。

テニスコートにつきましては、料金としては今まで安価に設定されておりました。

今回の基本方針をもとにコスト計算の後、今後少しでも長く施設を維持することも考え、見直しを行いました。

委員会資料、7ページ、8ページをごらんください。

体育文化会館の新旧対照表であります。

体育文化会館は、まずスポーツでの使用と文化的使用の料金が違っておりましたので料金を統一しました。

また、午前中の使用時間を30分延ばすことにより長く使っていただけるようにしました。夜間の使用については、時間を使用実態に合わせた午後9時までに設定いたしました。

また、さらにフロアの2分の1使用も設定してあります。

委員会資料、9ページをごらんください。

武道場、九鬼体育館の新旧対照表であります。

武道場につきましては、今まで極端に安価に設定されていたため、今回の改定の基本方針を受け、受益者負担の原則、他施設とのバランス、公平性等々を確保する上で使用時間の延長も考慮し、見直しを行いました。

九鬼体育館は、近年貸し出し申請の実績がありませんが、使用料を据え置くのではなく、今回の基本方針の中で時間当たりの料金を改定し、見直しを行いました。

続きまして、議案第83号、尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

委員会資料、10ページをごらんください。

尾鷲市学校施設の開放の新旧対照表であります。

別表第2（第8条関係）により使用料を記載のとおり基本方針に基づき見直しを行うものであります。

開放する学校施設は運動場、体育館、武道場、運動場照明設備ですが、無料の運動場を除き、それぞれ消費税分を上乗せし、端数調整を行い基本方針に沿って調整したものです。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 説明は以上であります。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 軽減化に係る4議案の説明を終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○南委員 議案第82号、尾鷲市の運動施設に関する条例の一部改正の新旧対照表の27ページなんですけれども、ただいまの使用時間のほうで午後6時から9時までを1時間短縮し、午前8時からと午前9時からのを午前8時半からに分けたという説明なんですけれども、当然改善に当たっては使用者の市民の方々とのある程度のすり合わせはできていると思うんですけれども、現実的には午後の部分を6時から9時までに変えたということは、ほとんど使用する方が9時までの使用だった

のでこの時間に変えたと理解してよろしいのか、その1点だけ、まずお聞かせを願いたいと思います。

○玉置生涯学習課係長 済みません。そのとおりでございますが、現在警備員の契約も9時までの使用でいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○南委員 利用者のほとんどが9時までということで、今回改正に当たったということなんですけれども、それと関連して体育館の場合は雨漏りがかなり、十数カ所あるということで、ステージのほうなんか屋根の下に屋根をつくって、といを出して水を吐き出しているというきわめて異例な状況で体育館を使用されておるといことなんですけど、やはり条例だけでいくとどういった日でも、災害じゃなしに暴風雨警報が出ていないとき以外はみんな使用できる条例でしょう、これやったら。

現実には、実際に少しちょっと雨が降ると、中でも水がぼたぼた落ちたりして使用できない状況が何回か続いておると思うんです。そういった状況をこの条例はどこで説明できるんですか。

雨が降った場合は現実に全く使えない日もあると思うんです。やはりある程度、どこかの部分で規則か何ぞでそこら辺の部分を押さえておるのかなというような思いがあるんですけれども、いかがですか。

利用者が使えない状況が発生した場合は、使えない体育館ですので。

○玉置生涯学習課係長 現在のところ、雨漏りをした場合はバケツで受けてフロアの板をなるべくぬらさないような措置をしながら、雨漏りのないところでバトミントンをしたりという状況で使っていただいております。

○南委員 利用者が自由にその場所を使えないということは事実ですので、何を言おうとするかと言いますとかなり築経って、かなりの年数が経っておる体育館で、つり天井もあるし、天井に木の枠も、いつ落ちてくるかわからんような危険な状態であつておるような体育館ですので、やはりある程度抜本的な対策が必要じゃないかなというような強い思いがいたしておるんですけれども、特に教育長がこの体育館の使用と危険度について、どのような認識等を示しておるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○出口教育長 体育館につきましては、現状は今南委員の御指摘のとおりでございまして、私も先日の大雨のときに様子を見せていただきましたが、やはりかなりひどい状況で、使うのは困難な状況も確かに現実的にはございます。

ただ、今この体育館そのものをどんなふうにしていくかというのは、これは相当大きな問題でございまして、まことに申しわけないんですが、現在の状況では天候

等を見ながらだましましという表現がよろしいかどうかわかりませんが、そういう状況で使っていただいている状況でございます。

ただ、講じて申し上げますがこの建物自体は相当に老朽化が激しいということがございますので、また、今後どのようにしていくかということにつきましては、全体の中で考えていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○南委員 十分今の状況は把握されておると、同じ認識だと思っておりますけれども、やはり財政難ということで、あれもこれもというわけにはいかないということで、やはり市民が安全安心というのが一番大事でございますので、早い時期にある程度抜本的な対策を講じるなり、計画を立てていただくことを強く望みます。

○村田委員 今の問題ですけど、これ、やっぱり雨がすごく降ったり、漏れたりという問題では私はないと思うんですよ。

かなり老朽化をしてきておるとということについては、その中で運動をさせるということ自体が私は問題だと思っているんです。

ですから、財政難ですからこの体育館を建て替えるということは、これはすぐ無理なんだろうけれども、その代がえ、いわゆる危険と感じたら使用をさせないと。その代がえとして元工業高校の跡のくろしお学園ですか、あそこの体育館あるでしょう。主要な大会になるといつもあそこを使っておりますよね。まだ使えるから何とか古くても使うんだと言っても、いつ地震が起きるかわからないし、いつどういことが起きるかわからないです。

学校施設の遊具でもそうでしょう。危険性のあるものについては使用禁止でしょう。

そういう理念からすると、やっぱりあの体育館も、もう一回きちっと検診をしてそれでだめなら思い切って使用禁止すると。代がえを立てて、ほかの体育館を使うようなことにしないと、やはり市民の、今南さんの話もありましたけれども、安全安心ということから見るとやっぱりこれは、施設があるから使っても、いつどういことが起きるかわからないというような状況では、これは行政としてどうなのかな。

根幹にかかわる問題になってくるんです。ですから、そういうことからして、一度市長とも詰めていただいて、財政のほうとも詰めていただいて、しかるべく処置をしないとこれ、大変なことになりますから、その辺のところを早急に行動を起こしていただくということを強く申し上げておきたいと思っております。

○出口教育長 今村田委員がおっしゃったことにつきましては、課内ではかなり

どうしたものかと本当に代替がきちっととれるかどうかということも今ちょうど考えておる最中でございますので、その中で多少は市民の皆様にも御不便はかけるとは思いますが、おっしゃられるとおりにやっぱり安全安心の部分重要視していかなくてはいけないと思っておりますので、また、十分に相談をして検討させていただきたいと思っております。

○奥田委員 先ほど、南委員が言われた市立体育館、9時から7時になったという時間がこれ、市営グラウンドも同じ理由なんですか。

○玉置生涯学習課係長 済みません。運動場のほうなんですけど、運動場のほうは先ほど、説明の中でお話をさせていただきましたが、ナイター設備がないものから、9時まで使えない状態なので7時までにはさせていただいております。

夏のことでしたら7時まで十分使用できますので、そんなような形で時間を設定させていただきました。

○奥田委員 このナイター設備、夜間照明ですね。これがテニスコートのほうは今あるんですよね。市営グラウンドのほうが使えないということなんですよね、これ。

市営グラウンドの照明というのは、いつからこれ、使えなくなったんですか。

○玉置生涯学習課係長 いつからかと、ちょっと調べていないものから早急に調べてお返事差し上げたいと思っております。

○奥田委員 もう一点でちょっと、市営グラウンドなんですけど、これ、市民が使用する場合は無料であるということですよ。それで、テニスコートのほうはこれまで二、三百円やったものが300円なり400円なりに値上がりするということなんですけど、テニスコートも夜間は、照明を使う部分は、僕はお金をとってでもいいと思うんですけど、ふだんは市営グラウンドと同じように無料でもいいんじゃないかなという気はするんですけど。

というのは、大曽根公園のテニスコート、あそこは無料なんですよ。

(「大曽根は(聴取不能)したからね」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いやいやいや。ですので、僕は市営グラウンドはこれ、ほとんど使っていないじゃないですか。日ごろ見ておってもほとんど使っていないんですよ。

今鍵を閉めておるじゃないですか。鍵を閉めたいときは子供たちがちょっと遊んでおったりとかしていたのが、今は完全に鍵を閉めて何かほとんど使っていないような気がするんですけど、無料でもいいんじゃない。知れてるでしょう、これ、これぐらいの使用料を取ってもという気はしておる。もうちょっとスポーツ振興とか、

いろんなスポーツの裾野を広げるということを考えたら。

僕は大曾根公園のテニスコートとのバランスも考えて無料でもいいんじゃないかなという気はしておるんですけど、僕個人で。その辺はいかがですか。

○玉置生涯学習課係長　今回の運動施設の使用料の改定の中に、大曾根公園は運動施設の中に入っていないものですから、運動施設の使用料の改定ということで、有料で使用していただいていたところに関しましては、基本方針の中でそれに沿って改定させていただきましたので、済みません。そういう御理解でお願いしたいと思うんですが。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○楠委員　今の話の続きなんですけど、こういう公共施設の利用の公平さと言えば、基本的に建設部がやっというが、どこやっというが、市の施設であれば必ず内部調整して有料にするのか、無料にするのか。建設課だから要らないとか、そんな理由は一つもならないんですよ。

これ、教育委員会に言ってもしょうがないんで、これ、市長に言わなきゃいけないんですけど。基本的に無料があるから無料のところをやっという、市営のほうのテニスコートを使わないと、こういうふうな形になってしまうんですよ。

受益者負担は当たり前で、それがあって日除けとか、いろんなフェンスの改修とかできるわけです。何でもただだったら誰も苦労しないんで。

だから、そのところちょっと内部調整を、教育委員会のほうからも市長部局のほうにしっかりとそういう話をしてもらって、調整しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

あともう一点、各運動施設の利用の関係なんですけど、区分のところで備考欄に市外の者がとあって、使用する場合の使用料は倍額となると。これもいいと思うんですけど、やはり区分の中に入れておかないと、備考まで読まなきゃいけないという表のつくり方ってどうなんですか。

仮にこの受け付けする担当の方が来たときにずっと表だけ見て、そうですかと受けた後で市外の人だったんですかなんて話にならないように、区分があるんだから、市外も区分ですよ。

事務的な話なんですけど、そういう見やすい表にしないとこれ、読みをちょっと見落とすとアウトになるのかなというふうに思います。

あと三つ目、文化会館の先ほどの説明では、電気料金とか冷暖房の使用料という話があったんですけど、どのぐらいの量でやっているか、従量制ですからその辺

を含めて均等割なのか、その辺も含めて計算を積算されたのかどうか、その辺、ちょっと確認をさせてください。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 全て含めて算定しております。

算定表に基づいてやっているものですから、稼働率、面積等々を計算して。

○楠委員 稼働率はわかるんです。電気メーターを見りゃわかるんで。

ただ、電気って従量制ですよ、使えば使うほど高くなります。安くなることはないんで。そのアッパーの平均なのか、それとも最低の使用料の平均なのか、そって値段が、設定金額が変わってきますよね。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 そうですね。最終的には他市町の比較で尾鷲市は午後の使用が一番多いものですから、それに近づけた値で出しております。

○楠委員 あの、他市町の事例じゃなくて尾鷲市としてどうすんだという考え方を示していかないと、他市町がこうだからああのこうのというのは、参考にはするけど市はこうなんだというところを言わないと、高い安いを言われたときに尾鷲市としてはこうなんだと言い切らないと、いつまでたっても中途半端な数字になってしまうんじゃないかなと思うんですが、どうですか、その辺は。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 尾鷲市としては、午後の時間帯の区分を統一単価の基礎にしております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ条例3を終了いたします。

続きまして、議案95号の審査をしていきます。

説明を求めます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について御説明いたします。

補正予算書、歳出の44、45ページをごらんください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,635万1,000円の減額のうち、細目教育人件費、教育職員人件費1,440万6,000円につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

次のページ、46、47ページをごらんください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目教育一般事務局費、4節共済

費 27万2,000円の減額及び7節賃金74万2,000円の減額は、当初見込みより臨時職員の採用が少なくなったことによる社会保険料、雇用保険料及び臨時雇賃金の減額でございます。

次に、細目ALT事業、4節共済費10万4,000円の減額、7節賃金35万6,000円の減額は、外国語指導助手の異動による社会保険料、雇用保険料及びALT賃金の減額でございます。

次に、細目共創・共育・共感推進事業、7節賃金47万1,000円の減額は、介助員の途中退職があり代替介助員の採用までの期間があいたことによる減額でございます。

続きまして、3目奨学資金貸付金、21節貸付金24万円の減額は細目奨学資金貸付基金事業貸付金24万円の減額で、奨学資金の貸付貸与者が確定したことによる減額でございます。

当初予算では新規貸付予定を大学、専修学校6名、高等専門学校2名、高等学校3名の予算計上を行っておりましたが、貸付決定者が大学・専修学校6名、高等専門学校2名、高等学校1名に確定したことによる減額でございます。

次に、2項小学校費、2目教育振興費、23節償還金利子及び割引料1万6,000円の増額は、細目小学校教育振興経費1万6,000円の増額で、特別支援教育就学奨励費償還金であります。

これは昨年度の特別支援教育就学奨励費の修学旅行費の国への申請件数の誤りによる返還金でございます。特別支援教育就学奨励費とは障害のある児童・生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況に応じ援助するもので援助額が2分の1、国から補助されるものであります。

1万590円の援助額に対して2分の1が補助されるものでありますが、申請時において対象者が1名であったものを当初予算での計上の人数である4名と誤って申請したことにより、3名分の1万6,000円を返還するものであります。対象人数を誤って申請するといった事務上のミスがありましたことをおわび申し上げます。今後このことのないようチェック体制を強化し、業務に取り組んでまいります。申しわけございませんでした。

次の48、49ページをごらんください。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費20万2,000円の増額は、細目幼稚園職員人件費20万2,000円で、このことにつきましても総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

以上が議案第94号、第1条の歳出についての教育総務課の説明でございます。
続いて、債務負担もよろしいでしょうか。

次に、予算書6ページ、7ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正の追加でございます。

6ページ下段の事項として、九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託につきましては、期間を令和2年度、限度額を1,413万5,000円に、そこから1段下の学校ICT環境機器借上料につきましては、期間を令和2年度から令和7年度まで限度額を9,939万1,000円とするもので、来年度及び来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

学校ICT環境機器借上料につきましては、資料で御説明いたします。詳細につきましては、資料に基づき担当係長より御説明いたします。

○丸田教育総務課係長 学校ICT環境機器借上料についてですが、まず、尾鷲市学校ICT環境設備計画修正案について、御説明させていただきます。

この修正案は、令和元年第3回定例会での当初案の御説明後、学校現場において教員との協議、教室等で研修を行うなど内容の精査を進め修正したもので、黄色で色をつけた部分が修正箇所となります。

今回は修正部分について御説明させていただきます。

14ページをごらんください。

先般の上岡副委員長の一般質問にもございましたが、まず大型提示装置ですが、当初案では設置台数は2クラスに1台設置する予定でしたが、ICTを活用した授業を効果的に推進するため、全ての普通教室に1台導入することに変更いたしました。

次に、学習者用、児童・生徒用コンピュータですが、コンピュータ教室におけるディスプレイにつきましては、当初案では費用面を考慮し既存のディスプレイをそのまま使用する予定でしたが、導入から10年以上を経過していること、タブレットパソコンと接続したときに画面の比率が異なることなどから、ワイド液晶ディスプレイをパソコンと同数である160台導入することに変更いたしました。

次に、ソフトウェアですが、セキュリティーソフトを全コンピュータへ導入と記載しておりますが、これは当初案では全パソコンと表記したものをコンピュータに統一いたしました。

また、当初案では校務支援ソフト、校務用コンピュータへ導入すると記載しておりましたが、費用面や児童・生徒の学習へ直接的につながるICT機器の導入を優

先したいという教員の意向が強いことから導入を見送り、この表記を削除いたしました。

続きまして、16ページをごらんください。

先ほど、校務支援ソフトの導入は見送ると御説明させていただきましたが、教員の校務の負担軽減の課題につきましては、現在近隣の教育委員会と連携しながら効率的に輸入、管理するためプログラムを組んだ書式の整備を進めており、このようなICTの活用方法により負担軽減を図ってまいります。

なお、校務支援システムの同意につきましては、今後必要性の調査、検討を行っております。

また、これらの修正に伴い、全般的にわたり文言を修正しております。

続きまして、資料1をごらんください。

パソコンの接続イメージとなります。

上はコンピュータ教室にある接続イメージで、タブレットパソコンに拡張ドックを通じ、ワイド型ディスプレイ、キーボード、マウス、有線LANを接続して使用いたします。

下のほうは普通教室で使用するイメージで、無線アクセスポイントにより無線LAN環境にて使用いたします。

前回の定例会で委員の皆様からタブレットパソコンはより大きなサイズのほうがよいのではないかという意見をいただきました。

そこで実際に10.1型と12.5型の2モデルについて、幾つかの学校に出向き、この異なる大きさのタブレットパソコンを低学年から高学年の子供たちに使ってもらいました。

意見としましては、持ち運ぶには軽いほうがいい、しっかりと持つことができる、ボタンに指が届き扱いやすいなどの意見が多数占めたこと、また、12.5型を机の上でほかのものと一緒に置くとちょっと大き過ぎるということから、10.1型の導入を考えております。

続きまして、次ページをごらんください。

債務負担行為額ですが、学校ICT環境整備にかかる費用は税抜価格で8,365万9,130円、リース利率を1.8%で計算しますと税込み後の額の月額借上料は165万6,450円となります。

整備は令和2年8月末に予定しておりますので、リース期間としましては令和2年9月から令和7年8月の5カ年で限度額は9,939万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

- 畑名生涯学習課長補佐兼係長　引き続き生涯学習課に係る部分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書、6ページをごらんください。

生涯学習課に係る債務負担行為は、追加の表の一番下の運動場施設管理業務委託と下から2番目にある尾鷲市立中央公民館清掃業務委託の2件でございます。

内容につきましては、尾鷲市立中央公民館清掃業務委託は限度額を70万円とするものです。

次に、運動場施設管理業務委託は限度額を297万円とするもので、市営グラウンド、市営テニスコート、市営野球場の3カ所の草刈りやトイレ掃除、清掃業務に係るものでございます。

2件とも委託契約期間を令和2年度の1年間として、来年4月1日からの業務を円滑に執行するために年度内に準備することができるよう設定するものでございます。

以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。

- 三鬼（孝）委員長　教育委員会に係る議案90号の説明が終わりましたので、これより御質疑に入ります。

御発言願います。

- 三鬼（和）委員　共創・共育・共感推進事業やったかな、介助員のやつはこの予算やったかな。このときに減額47万1,000円やって、次の方が見つからなかったという話で、47万1,000円減額しておる部分、その期間というのはこの介助員の不足はどうされたんですか。どう補われたんですか。この辺、説明してください。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　実は向井小学校のほうへ本来であれば介助員を配置してという形でやりたいと今でも探しておりまして、ようやく何とかかなという目星はついたんですけれども、この間、管理職、校長、教頭も含めまして教員と連携をとりながら授業支援とか生活支援とか、あと養護もいろいろかわっていただきますので、学校の中でおる人員で何とか今回しているような状況です。

- 三鬼（和）委員　その場合、学校の一般の運営、それぞれの方の運営であるとかというのは差し支えというか、問題はなかったんです。

それと、新たな介助員の方を確保できる見通しというのは、見込みというか、そ

れはどうなんですか。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　この介助員につきましては、本当に市内の方々が募集に対して応募してきていただいて、こちらのお話を聞いて仕事の中身であるだとか、いろいろ説明するわけなんですけれども、今回については募集に対して応募していただく方が見えなかった状況でございます。

そんな中でいろいろ知り合いだとか、それこそいろんなところに声をかけさせていただいて、何とか学校現場にということ。

先ほど、支障がないかといったらあると思います。管理職としていろいろな出張、会議等もございますし、事務的な処理もございますので、時間的にはどうしてもその事務的な処理ができない時間というのは出てきますので。

でも、それを何とか今カバーし合いながらやっている状況ということと、あと、介助につきましては、今も本当に探して探してようやく何とかこの年度末を越えてからになるかなとは思いますが、見通しとしてはちょっといけるかなという方が今見つかりましたので、早急に話をつけたいなと思っています。

- 三鬼（和）委員　確保できればいいと思うんですけど、こういったことにつきまして、今きめ細やかな教育というか、それと介助を必要とする児童・生徒も多くなって、少ないとは言いきれやんところがあって、こういった方たち、どうなんですか、登録していただくとかというそういう別途のシステムをつくった中で声をかけさせていただくというんか、短期であってとか、長期であってでもこういったことに対応を、もしそういった募集のときにできなかったときに短期、例えば一月か二月という経験がある方とかを含めて対応できますよということも、こういう方も含めて登録してもらおうとか制度で、小さなまちですのでどうかということもあるんですけど、そういったところはいかがなんですか。

例えば市外からこちらへ定住、移住された方とか、嫁で来た方とか、また、ここでは全然ありですけど市外ではそういった経験があったりとかという人もなきにしもあらずじゃないかなと思うんですけど、どうですかその辺は。

もうちょっと柔軟性を見た対応の中でいかがなんですかね。

- 山口教育総務課長　今委員おっしゃられたその登録制ということなんですが、確かに介助員さんにつきましては、なかなかこちらが募集をかけても応募という流れにならないケースも多々ありますので、以前、経験のある方ですとか、あとまた、応募したときにこちらが1名募集をかけてもたまたまに2名、3名という応募の方もございますので、その方たちをどこまで登録という形でできるかわかりませんが

も、そういった方を何か市の枠組みの中で介助員の登録ができる方ということで、募集がなくてもお声がけできるようなシステムというか、そういったことを考えていきたいと思っております。

- 三鬼（和）委員　ぜひ未経験の方もいるもので、介助員とはこういうもんやという研修会というかな、説明会的なものを1年に1回か2回、持っていて、理解していただくというので教員のライセンスがあるとかそういった方じゃない方にしていただけるわけですので、教員とかそんなんやったら学業のときであるとか、そういった職業につくときに下勉強というのはしてやられるわけですけど、こういった方はそういう経験がなくてもやってくれる方がおるわけですので、事前にやっぱり説明会とか研修会みたいなことが、そういったのも募集、募集の期間にかかわらず1年に1回か2回やって、そういった人材を広く求めるようなことをしていけるのがいいんじゃないかなと思いますので、その辺をどうですか、教育長。
- 出口教育長　今なかなか本当に人材が不足をしておりますので、今三鬼委員の言われたように勉強会、説明会、それから、研修会等でそれを終えた方に登録をしてもらおうというようなことは、いざという場合の補助に当たっていただけるというようなこともございますので、ちょっと前向きに考えていきたいと思えます。
- 南委員　関連して、向井小学校の現状を僕もよく把握しておるということで、調整監のほうでもしっかりしたあれやったんですけれども、その生徒について、まだ2年生ということで、まだ3、4、5、6と複数年あるということで、先生なんかも結構、それぞれが手のあいておる方が介助するという形のもとで授業をやっていると思うんですけれども、できるだけ早い時期に配置をしていただくよう強くお願いいたします。
- 仲委員　ちょっと何点かお聞きしたいんですけど、まず、福祉予算で47ページのALT、35万6,000円の減額ということは多分1カ月分だと思うんですけど、その理由と現在何人、ALTが配置されているか、お聞きします。
- 山口教育総務課長　昨年、この当初予算を計上する前の話なんですけど、昨年までいた1人、2年目の者が来年度、3年目に入る前に国のほうに帰るということで、もともとそのALTの外国指導助手の賃金のあり方なんですけど、1年目、2年目、3年目と賃金が上がっていくような形になっております。来年度やめられましたので新たな1年目からスタートということで、その差額が今回上げさせてもらった金額ということになります。今2名です。
- 仲委員　それで理解させていただいたんですけど、ICTのほうなんですけど、

資料の2ページで債務負担行為なんですけど、多分、今後入札契約の段階に進むという中でハード、ソフトの入札と技術の別々な入札だろうと思うんですけど、それはそれとして、5年間のリースという中で要らん心配かもわからんですけど、5年計画の6年目のハード、ソフトの所在というのはどういうふうに考えておりますか。

○山口教育総務課長 5年間のリースでございますので、6年目以降、本市に帰属するということになっています。

○仲委員 そこら辺をしっかりと契約の中でお願いしたいということと、次に、これも資料なんですけど、変更された中で14ページの整備内容の中で、学習者用サーバーがこれ、整備済みということになっていますが、今のところこのサーバーについては更新しなくてもいいという判断でしょうか。

○山口教育総務課長 既にサーバーのほうは整備しておるんですが、新たに更新するという意味なので、従前から整備が済んでいるという意味で上げさせていただいています。

○仲委員 普通に更新されておるという理解でよろしいですね。

その次のページなんですけど、教員研修の充実の中で導入機器やソフトウェアの活用研修、2020年度から研修活用していくという予定なんですけど、これは機器が導入されてからスタートするのか、それ以前の別途のあれで研修を始めるのか、そこらをちょっとお願いします。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 4月当初は始まりますので、現段階で既に各学校で今ある機器を使って、例えばさきの大型提示装置であるとか、あるいはパソコンもそうですけれども、既に授業のほうでは活用のほうは今の機器でやっております。

研修等につきましても、本来であれば校内研修の中で各学校が中心になってやる研修とあと、一応市教委が主催してやる研修というのを考えておりますけれども、3学期、この1月、2月、3月のうちで情報教育の担当者等を集めまして、その中で機器の話や今後の方向性、それから、あと向井小学校と賀田小学校に中央研修を受けた教員もおりますので、その2名を中心にして、また、具体的な方法について話をしていきたいと思えます。

○仲委員 最後に、先生方がそういう研修も受けた中で充実していくということは大変だと思うんですよ。ひとつそこら辺、よろしくお願ひしたいと。

最後に、学習効果を高めるソフトウェアサポート体制ということで、不都合に即時対応できるような機器サポート体制の構築を目指すところなんですけど、どこが主

体になってサポート体制を築くというような考え方でしょうか。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　　今おっしゃったように機器を使っていく上で恐らくふぐあいはネットワークのことだとか、あと、パソコンのことだとか、たくさん出てくると思います。

そんな中で実際に今おる本来であればそういう専門的な技能を持った方を1名配置してというのが一番理想だと思うんですが、現段階ではそれぞれの、言うたら各学校にもそういう堪能な方もおられますし、あと教育委員会が、やっぱりここが主体になって何かあったときに対応しながらあるいは業者のほうとも対応しながらトラブルを直していくというか、そういう形でやっていきたいと考えております。

- 三鬼（和）委員　　同じICTのことなんですけど、1点は今先ほど、タブレットの大きさのことを言っていて、この前議会から来たのはパソコン取り外しのやつと言ったもので、それではいろんな教育に差し支えがあるんじゃないかということで、10インチのやつを使うということで納得したんですけど。ただ、最近、これが全国的に国の方針で進むということで、テレビなんかも取り上げられていますよね。

そういった中で、今仲委員も言われましたように、じゃ、教えるほうの先生がどうかというのが一番大きな問題で、議会でもそうなんですけどタブレットでやりだしたら徹底的な、けさたまたま役所へ来るときに知って、日本はIT関係での会社においてでも後進国になってしまっておるということで、多分に国もその辺に力を入れるという中では、やっぱりこういった教育の中で取り入れるんじゃない、民間も年功条例とか、そういった形があって、IT使い切っておる会社がぽんと給料を上げるというのが若い会社は出てきたらしいですけど、ソフトを組めるとか、そういったあれで。

やっぱり教育のときにこれ、全国的に既にやっておるところもありますけど、平均的に変わっていくというので、まず教員というか、そちらのほうの方が大事や、子供たちにどうこう言っても教員のほうが大事じゃないかなというのが1点と、この辺は教員の皆さん県職ですので、特に紀北であるとか熊野のほうと人事異動がある中で基本的なもんが統一がないというところ、その辺、どうなんかなというところがあるんですけど、どうなんですか、その辺は。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　　確かに教員の技量というのは大きなところかなと思います。

前回のICT機器を整備したところでも、本当にパソコンの立ち上げからエラー

が起こったら何をどうしていいかわからないというようなことから、マニュアル等、教育委員会のほうでつくりまして、こういうメッセージが出たときにはこの手順でやってください、そういう主要なものはそういう手順を示したものを前回配付しました。

今回も恐らく多く起こるであろうことにつきましては、そういった対応でいくことができるかなと思うのと、あと、教員がやっぱり具体的に授業を見ないと、人がやっている授業を見ないと、これがこんな使い方ができるんだとか、だから、やっぱり研究授業というのがすごく大事になってくるかなと思います。

自分一人で考えていてもなかなかそういう効果的な使い方というのは出てこないと思うので、そういった交流の場というのをどんどんしていきたい。それから、県のほうも、先ほど県職ということで、県教委のほうもいろんな、そういう研究会の案内とかもいただきますので、そんなのも活用しながら教員のほうの技量を少しでも上げられるようにしていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員　最近子供たちの就職というか、どういう人になりたいかというのに2位がeスポーツというかな、これを使ったものになりたいと、全国的にそういうデータが出ておって、これをやりだすと私、一番危惧するのは小学校5年生から6年生ぐらいになってくるとその辺の若い先生とか、タブレットに乗りおくれた先生よりかも使い方、教育の中身は別ですよ、使い方に関しては彼らのほうが上回るという子は多分に出てくるであろうと予測できると思うんですね。

そういったことも含めて教育が、それが先生ともリンクして上手にクラス全体の押し合いとかそういうのにつながればいいと思うんですけど、その辺の心配があるなどいうのをこれからどうしていくんかという考えを一つ聞かせていただきたいのと、それから、当市においては特にふるさと教育に力を入れようか云々になったときに、やっぱり何台かはセルラー方式の屋外でも使えるやつというのも要るんじゃないか、1人1台じゃなしにグループで使えばいいと思うんですけど、タブレットを持って中村山へ行ったりとか、山へ行くとか海へ行くとかとしたときに、そういった現地実習をやる時とか、セルラー式のも何台か必要ではないかと思うんですけど、どうなんでしょうね。

学校の教育としての屋外とか、ふるさと教育についてのときにタブレットをそのときにはペーパーにかえるんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　ありがとうございます。

いろいろ確かに、セルラーモデルというのはすごくある魅力的ではあります。ど

これにおいてもネットがつながっているわけですから。

ただ、今考えているのはやっぱり子供らが外に持ち出して例えば写真を撮ってくるだとか、その場で何かネットで検索するだとかいうのはまだそこまで考えてはいないんですけれども、今の使い方の中では帰ってきてから、それを共有させるような学習であったり、それから、あるいは動画で何かを撮って、それを振り返ってみるだとか、そういうことをメインに考えているものですから、使い方としては今のところセルラーモデルは確かに魅力であるんですけれども、そこまではまだ必要ないかなと考えております。

それから、子供たちの技能というのは本当に確かに毎日のように使っておりますので、多分おうちでもそういうさわっている子供たちは多いと思います。

ただ、本当は体を動かして外で遊んで、それで体力をつけてというのもすごく大事だと思うので、偏ったことになっていかないようにという配慮をしていかなあかんなどは思っています。

以上です。

○三鬼（和）委員　　そういった運動は運動なんですけど、こういった機器が持ち出せばもっと広がると思うし、これ、5年で債務負担行為をつけてということなんですけど、二、三年で子供たちも理解できると思うんです。

そのときに先生以上に使い用というのを子供たちのほうが広がる可能性、今から考えてもわかるもん。子供らのほうが柔軟性あるし。

そういったのでやっぱりこれは今すぐせいとは言わんですけど、教育のあり方の中で必要か、必要じゃないかというのを踏まえた上で、議会にもセルラーも例えば6人グループで1台ぐらいはセルラーが要るとか云々とかというメインキーを含めても頭にあっても悪くはないんじゃないかなと思うので、意見だけにします。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○内山委員　　I C T活用が進むと教材を集める労働時間とか、そういうことも改善されると思うんですが、教師の労働時間、働き方改革を考える上でもこの計画推進の中にそのようなこともぜひ考慮していただきたいと思うんですか、どうでしょうか。

○三鬼（孝）委員長　　答弁よろしい。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　　働き方改革ですけれども、来年4月から月の残業時間が45時間、年間360時間というのが国のほう、県のほう、市町へという形でこの4月から行われます。

ただ、今の学校の現場からいきますと、中学校はクラブ活動だけで45時間はもう土日に試合へ行ったり何やかんやしているだけで随分超えてしまうことが予想されますし、小学校の場合も随分遅くまでいろいろ教材研究だとかされている先生方もおられますので、確かにそのICT機器が働き方改革の中で先生らのそういった残業時間を少しでも減らせるような形で効果的に使えるようなというそういう視点でも大事だと思いますので、そこら辺も話していきたいと思います。

○小川委員 2点ほどちょっとお聞きしたいんですけど。

以前にもお聞きしたんですけど、子供の貧困率というのが尾鷲市は高いですよ、全国平均6人に1人、尾鷲市は5人に1人と。家に帰ってパソコンのない子供もたくさんいると思うんですけど、そのサポートとかその対策というのはどのように考えておられるんですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 確かになれている子、それから、ほとんど初めてさわるという子、やっぱりそういう子が使えるように学校としては対応すべきだと思いますので、まず基本的なラインをそこにそろえて、技能のいろいろ進んでいる子がやっぱり教えてあげるというのも大事だと思いますので、決してそこをおろそかにしないように、やっぱり初めてさわると、じゃ、どうすればいいかというのを楽しみながら勉強できるように指導していけたらええなと考えています。

○小川委員 親の所得格差から子供の学力格差につながらないように、ぜひ対策をしていていただきたいというのと、もう一点、健康面に対して不眠症になったりする子も出てくると思うんですよ。

不眠症であるとか、目を悪くするとか、そういう対策というのはどのように考えておられるんですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 それは学校へ行って、もちろん学校の教師も子供たちにネットモラルも含めてですが、そういうスマートフォンの使い方だとか、タブレットの使い方、保護者への啓発ももちろん要ると思いますので、実は各学校で6年生対応、毎年中学校へ行く子供たちに教育委員会も主になってネットモラル講習の中で今言われておったような依存症の問題であるとか、不眠症、それから、学習時間が少なくなる、そういったことをやってきました。

ただ、6年生だけではもうあかんかと最近、私も考えております。

先日も矢浜小学校へ行って1年生から6年生、全ての児童を対象に私自身も話をさせていただきました。

この間、SNSでの事件も全国的にいろんな形で今子供ら、ほんで危険にさらさ

れている状態ですので、これはやっぱり知らせていかなあかんというのが第一だと思しますので、今言われたように影響、悪い面のこともきちんと教えていかなければならないと考えています。

○小川委員　考え方がちょっと古いんかもわかりませんが、これを使うことによって教育の質の向上を上げていく、情報教育の充実ということなんですけれども、何年間のプロセス、やっていく中で評価という部分はペーパーというか、その結果というのはどのように把握していく、ちょっとそんなことをしなくていいということかもわかりませんが、子供がどれだけ使って、どういうものに関心、興味、さらにその上をプログラムじゃないけれども、そういうことまでやる子もいるかもわかりませんので、その点どうなんですかね。ちょっと。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　評価につきましては、これができたからどうのこうのというよりは、やっぱりその使う中で子供らが本当に自分はこれをやりたいとか、こんなこともできるんやとか、そういう子供自身が湧き上がってくるような意欲的な学習につながっていくのを、そういうところを評価していくべきだと考えていますので、やっぱり指導する側から見たときにやっぱりこういうのを使ったときに子供らの表情とか、行動がこうやったというのをきちんと残していくべきかなと考えております。

ですから、個人の一人一人の評価どうのこうのというのは特に考えておりませんが、指導者としてのそういった視点を大事にしていかなあかんかなと考えています。

○小川委員　今の話で十分わかるんですけど、そういうものは資料として、実績結果として、1年経ったら各教室担当者の中で、先生の中で残していくということはやられるということで、よろしいんですね。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　今のような話こそ、やっぱり情報教育の担当者がそれぞれ配置して校内でおりますので、そこでやっぱり自分のところだけじゃなくて、よそのも含めて話して、今のように残していくべきだと考えています。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○上岡副委員長　二つ、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず一つは、校務支援ソフト、ちょっと気になる説明がありましたので、そこをもう一度お聞きします。

大型提示装置を各クラスに1個1個するのか、校務支援ソフトをするのかを予算上どちらかを決めないといけないというのを、先生に決めさせたような言い方をされ

たんで、そこがちょっと気になったんでもう一度お聞きします。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　　今の部分ですが、今副委員長がおっしゃったように教員がぜひ子供のほうを優先してやってくれと全員が声をそろえて言ったわけではないと私自身は考えております。

ただ、優先させるべきであればこっちのほうをしてやってほしいんやという声は確かにいただいておりますので、決して教員が決めたというのは教育委員会としてそういった声を聞いた中で判断をさせていただいたということでございます。

- 上岡副委員長　　ぜひ大型提示装置も校務支援ソフトもこれ、教員にとっては今全国でも必ず必要な支援ソフトになってきているんで、先生に聞けば、先生に聞いても私に聞いても、生徒にしてやってくれというのは当たり前なことなんで、こういうときには必ず教育委員会、学校教育の現場の方が判断してくれるような形をとっていただきたいというのが一つ。

もう一つ、パソコン、来年から新学習指導要領で英語とコンピュータプログラムが入ってきます。

これ多分、通知表には反映されるんですかね。

されない。いいです、いいです。

通知表には反映されないでしょうけれども、授業として入ってきます。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほども野田委員が言っていたけど、通知表に反映されないんであれば、生徒の親御さんに今子供たちはこういう授業をしていますよというのをお知らせするのか。それをちょっとお聞きさせていただきます。

- 大川教育総務課学校教育担当調整監　　一つは、私が担任であれば、私やったら学級だよりで知らせます。

今こういう学習をしていますよ、子供たちの反応はこうですよというのは日常的に学級だより等も、学校だより等も保護者のほうには出しておりますので、それが一つ使えるかなと考えられるのと、あとプログラミング的な思考を育てるということでは、全ての教科の中で筋道を立てて、段取りをつけて、その目的を達成するためにはどうすればいいかというのは、その場面、場面で必ず必要なことになってきますので、そういった学習の仕方というのをこれからの教師がやっぱり意識しながら国語は国語、算数は算数でそれぞれそういうプログラミング的な思考をここでつけるんやという単元をきちんと決めてやっていかなければならないと思います。

- 上岡副委員長　　ぜひ今どういような、来年からの学習になりますんで、親御

さんにこういうプログラムの授業をやっていますよとか、あと英語の授業もこういうのがふえましたよというのが親御さんにもわかるような通知の仕方を考えていただきたいと思います。

それともう一つ、尾鷲はパソコン導入に関してはかなり後進です。後のほうになってきます。何か特色を出していただきたいと思います。そんなに予算をかけずに。

というのは、私もインテックス大阪に見て行って、いろんな材料を見てきました。

そこで、プログラム授業で使えるロボット、これもそんなに予算はかかりません。パソコンで打ち込んだのがパソコン上で動くんじゃなくて、実際、実物が動く。ドローンが飛ぶ、こういうのだったら予算はそんなに要りません。1台数千円、何台買っても何万円かで済む。ロボットでもそう。

実際に動けば、それだけ子供さんたちが一生懸命、動かそうとしますんで、そういう特色を持たせた授業もまた、考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 一つだけ心配することは、こういうのを徹底的にやると理工系じゃないですか。ソフトは別ですけど、これを使いこなすとかというのはどんどん高度になってくると、理工系の組は得意というかどンドンいくと、今までの文系というか、そういったものがこのタブレットをすることによって情緒的なものも含めて、教育の中でどんな位置づけになるんか、ちょっと心配はするところはあるんです。

世界的にITやれる人を募集、どこの企業でも募集しておるような時代になっておるので、それはそれで社会人となったときに生きてくるといふ形では要ると思うんですけど、これからのリーダーは理工系じゃないとだめだと、テレビでIT関係でくっつけて言っているぐらいやもんで、教育の中でこういうことを進めることによって文系的なもんとか、それとの兼ね合いはどうなるんかというのを、教育の観点からどうなんでしょうかね。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 済みません、文系だからどうか、理工系だからどうというような、小学校の教育の段階で、それは子供らにはいろんな可能性ございますので、確かに算数大好きや国語大好きやというのは確かにありますし、大人でもやっぱり得意な方、機械系が得意な方もおられれば、やっぱり文学系が得意な方おられますので、それはそれでその人の持っている大事な力やと思いますので、決してそれを否定されることはないですし、やっぱり使えなかったことが

できるようになるという喜びはどんな場面でも出てくると思いますので、やっぱりそういったことを子供らが感じられるような学習に取り組んでいきたいなと考えます。

○三鬼（孝）委員長　　よろしい。

他にございませんか。

なければこれで教育委員会の議案第95号の審査を終了いたします。

続きまして、報告事項が2件ほどありますのでよろしく申し上げます。

最初に尾鷲市民文化会館指定管理者選定委員会の結果について。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長　　尾鷲市民文化会館指定管理者選定委員会の結果について御報告いたします。

委員会資料、11ページをごらんください。

下段の枠外にもありますように募集期間を令和元年10月23日から令和元年11月13日までとして、市のホームページ、地元新聞社にも募集広告を掲載していただきました。

申請は公益財団法人尾鷲文化振興会の1団体のみでありました。

令和元年11月19日に尾鷲市民文化会館指定管理者選定委員会を開催して、合格基準を候補者評価合計が70%以上を満たすことに設定して、申請者からプレゼンテーションを受けました。

審査の結果、表の右下にありますように候補者評価率合計が78.53%となりましたので、公益財団法人尾鷲文化振興会を選定することといたしました。

指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものであります。

今後の予定は、令和2年3月の定例会に議案上程して御説明した後、御審議いただく予定でございます。

続きまして、2点目、尾鷲市立中央公民館及び尾鷲市立運動場市営グラウンドへの自動販売機の設置について御報告させていただきます。

これにつきましては、設置業者との協議を進める中で急遽決定したことから、口頭での説明とさせていただくことを御了承ください。

また、9月定例会におきまして御説明させていただきました防犯カメラつきのタイプですが、自動販売機設置の主な目的は住民サービスの向上と特に夏の熱中症対策でございます。

中央公民館では飲み物がこぼれるおそれのある紙パックや缶タイプではなく密閉

できる容器に入ったペットボトルの自販機を設置します。

設置場所につきましては、公民館玄関の入り口、向かって左側に1台、また、市営グラウンドにつきましては、テニスコートの矢浜小学校が坂をおりてすぐ右側になります。

○三鬼（孝）委員長 課長補佐、まもなく12時になりますのでちょっと。
(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○三鬼（孝）委員長 再開します。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 設置場所につきましては、公民館玄関の入り口向かって左側に1台設置、また、市営グラウンドにつきましては、テニスコートの矢浜小学校側で坂をおりてすぐ右側に1台、設置予定となっております。

設置の時期につきましては、中央公民館及び市営グラウンドともに12月20日金曜日を予定しております。

以上報告させていただきます。

○三鬼（孝）委員長 ただいまの報告につきまして、質疑ありましたらどうぞ。

○小川委員 今公民館のところとテニスコートのところの自動販売機ですか、置かれるということなんですけど、これ、カメラと販売機は別個のところなんですよね。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 別になっております。

○小川委員 この2台によって小川西町のガード下と、あと高校グラウンド横のところということで、それでよろしいですか。

○山口教育総務課長 小川委員おっしゃったとおり第一保育園から生協前へいく地下道に1台と尾鷲高校グラウンドの竹やぶの辺りに1台ということで考えております。

○三鬼（和）委員 市民文化会館の指定管理者の選定結果というか、この中で特にあの債権の中で2番と3番の80%としておるとのことなんですけど、1番の市民文化会館の管理運営及び費用に関する（聴取不能）事業やんな（聴取不能）事業とそれから経費削減と関連すると思うんですけど、これが点数、ポイントが低いということはこれらに対して努力目標とか、教育委員会のほうから何らかの指示はされておるんですか。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 前回の委員会でも仕様書のほうで示させていた

だいたとおり、事業を行うに当たっては必ず教育委員会と協議することとか、あと、周りの清掃のことでも頻度を上げてくださという仕様書を盛り込んで今後期待するということでこのようにさせていただきました。

- 三鬼（和）委員 前生涯学習課長、芝山氏のときに、あの途中で指定管理の中でありながら途中で文化事業とか、そういったのというのを変更になったときがありましたよね。

指定管理を受け入れていただいております中においても、管理運営にかかわることとか、事業に関することについては、教育委員会からまた、これはアドバイスとか要望要請とかはできるような契約というか、指定管理の形なんですか、その辺ちょっと確認したい。

- 畑名生涯学習課長補佐兼係長 指定管理にするという検討結果の中で、立ち寄る、集う、つながるというキーワードでそれを目標にいろんなイベントをしてくださいねという話はさせていただいております。

- 三鬼（和）委員 例えばなんですけど、例えば全国尾鷲節コンクールなんかでしたら職員総動員してやっておりますけど、文化振興会に委託すれば文化振興会の中で1年間かけて募集であるとか、そういった状況案内であるとかやれるわけですし、もともと郷土芸能の保存ということを考えれば生涯学習でもあってもいいんじゃないかなと思ってこういった文化会館でメイン事業となっておりますよと、そのほうが1年かけてじっくりやれるではないかなというのと、行政コストをぐっと下げられるんじゃないかなというのがありますので、そういったことも今後、コンクールも継続したりとか、経費もと言うんだったら御検討もしてほしいな。

全国的にはこういった民謡コンクールは教育委員会でやっておるところが大部分、多いですけど、スタートとして尾鷲節という素材でこちらに集客しようというのでスタートしましたもんで、その初めの目的はもう達成しておると思うんで、今度はどのように尾鷲節を保存して普及していくかということを考えれば、生涯学習でもいいのではないかな、そういった中で指定管理した文化会館ですれば1年間通じてやっていただけてるんじゃないかなというところがあるので、そういったことも踏まえて生涯学習のほうでぐっと議論した上で、この指定管理の中でこうやっていけるのがあれば、そのことによって経費の率も、コスト率というかな、それも上がると思うので、行政との指定管理の部分の費用対効果というのが上がっていくという考え方もできるのではないかなと思うんで、慎重さは要ると思うんですけど、そういった意味での柔軟性を持った考え方もお願いしたいと思うんですけど、その

辺は、教育長どうでしょうね。

○出口教育長 郷土芸能を保存、普及させていくということは非常に重要なことだと思いますが、今現在ずっと進められている実行委員会形式、そのこととも十分考えを合わせながら慎重に検討していきたいというふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 実行委員会をどうやこうやなしに、所管をすることによっても別の意味が広く広がるのではないかということで、実行委員会のことには云々という、今商工観光でやっていますよって、それを本来の郷土芸能、その普及であるとか、継承というのかな、そういったことも含めるんだったら生涯学習のほうに適しているのではないかなと思ったので発言させていただきました。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 先ほど、口頭では自販機の設置なんですけれども、この温暖化の中でそれは必要なことかと思うんですけれども、環境問題として空き缶を放置するというのも、そういう事象も今後考えられる、要は環境が悪くなるということもあり得るんですけれども、この空き缶入れのボックスとはどのような形で、収集、管理されるんですか。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 業者が定期的に回収していただけます。

○野田委員 それは中央公民館のところもそうですか。

○畑名生涯学習課長補佐兼係長 おっしゃるとおりです。

○野田委員 やはり飲んだものを途中の状態で放置する。そして、また、空き缶を投げて帰るというようなことで、逆に環境がそういう悪くなるということも考えられますので、そこら辺のやっぱりマナーというものをやっぱり徹底していくということもやっぱり重要だと思いますので、その点ちょっと考えていただいて、周知徹底を図っていかないと、そういうのが道徳上というかルール上、投げ捨てる、子供だけじゃなくて大人自身もそういう方がいますので、やっぱりその辺、注意のほうを徹底していただきたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ続きまして、もう一件、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果と今後の取り組みについて、教育総務課から説明。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 それでは、今年度の全国学力・学習状況

調査の結果と今後の取り組みについてということで報告させていただきます。

今年度4月18日に小学校6年生117名、国語と算数、中学校3年生115名、国語、数学、そしてことしから英語が聞く、読む、話す、各科4点にまたがって調査のほうが行われました。

また、質問紙調査のほうでは、学習意欲、学習方法、環境生活に関するものということで、子供たちへのアンケート形式で調査のほうが行われております。

資料の3ページです。

3ページの下のほうに調査結果の取り扱いに関する配慮事項とありますので、実施要綱等にも書かれていることなんですけれども、この調査につきましても、学力の特定の一部分であることや、あと、このことが序列化あるいは過度な競争が生じないようにということで、これは国や県も踏まえまして、このようなことを注意事項として配慮されております。

ことしの教科の調査結果の概要です。

4ページをごらんください。

今年度は小学校につきましても、国語と算数なんですけれども、今までA問題、B問題、知識と活用ということで分かれておりました問題ですが、それが一つになりました。算数も同様です。

その中で国語につきましても全国を100としたときに97、算数につきましても97ということで、昨年度よりは改善が見られますし、算数のほうは特に昨年度と比べて随分改善されたなというところが見られます。

中学校につきましても、国語、数学とも97、英語も97で、全国100には及んでおりませんが、昨年度までと振り返ってみても、それほど変わっておらないというのが状況です。

4ページの下の方4番、各教科に関する調査結果の分析ということなんですけれども、ポイントだけ言わせていただきます。

小学校国語、特に弱みの部分におきまして、下から二つ目の四角ポツです。目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にしてまとめて書くことが弱いということ、その下にも自分の考えをまとめるということできていないというような状況がございます。

次のページ、いかせていただきまして算数のほうです。

算数のほう計算等はよくできておるんですけれども、示された場面においてというところですが、立式するという、つまり筋道を立てて考えていくという辺り

がやっぱり今回、弱かったなということです。

中学校です。

中学校の国語、特に弱みのほうで真ん中ですがけれども、二つ目、相手にわかりやすく伝わる表現についてという辺りです。その辺が弱かったということです。

数学のほうです。数学のほうも式変形、自分で考えて、やっぱり目的に沿って自分なりに考えて導き出すというところが弱かったということになっております。

英語のほうです。

英語のほうもよい点、悪い点ありますが、弱みのほうで特にまとまりのある英語を聞いてというヒアリングの部分ですがけれども、そういう理解が全国平均よりは下回っておったというような結果が出ております。

そういった教科の部分と、もう一つ質問紙のほうですがけれども、6ページをごらんください。数字が大変小さくて申しわけございません。

上から二つ目の自尊心、自分を大切に思うという辺りになるんですがけれども、自尊心につきましては、中学校では特に92.4ということで、全国や県を大きく上回っております。

また、小学校でも昨年度に比べると大幅に上がっておりますので、やっぱり自分のことを大事に思うという部分、いろんな活動の中でその辺が上がってきたのかなということ。

それから、三つ目です。

将来の夢や希望ということで、小学校74.4、それから、中学校79.8ですね。

小学校では残念ながら県よりは下がっておりますけれども、中学校では大きく上回っておるということで、中学校の子供たち、自分なりに将来に向けていろいろ考えているなというのがわかります。

そして、四つ目です。

平日の学習時間1時間以上というところが小学校49.5、中学校50.9ということで、約半分の子供たちが1時間に満たないというか、家での学習時間というのがなかなかとれていないなということで、やはり生活習慣の見直しが必要だという結果が出ております。

7ページをごらんください。

そういったことを踏まえまして、今後の取り組みなんですけれども、7番、教育委員会及び学校の取り組みということで、これまでも学力向上推進委員会ということでやってきましたけれども、やっぱりそこにいろいろ今やっている取り組みなど

を踏まえて、研修も進めながらやっぱり継続的な開催をしていきたいと思います。

また、県教委との連携というのは欠かせませんので、そういったことも今後も大事にしていきたいと。

あと、授業改善のほうなんですけど、今まで教師が一方的にしゃべって子供たちがノートをとって進めておって、一斉授業的なことから、やっぱり自分で考えると、先ほどの問題の中でも弱みとして出てきましたけれども、そういった時間を確保する授業がやっぱり大事という結果が出てきておりますので、今現在もそういったことで研修等もやっておりますけれども、やっぱり明確な目当ての位置づけ、それから、振り返り、ペア学習やグループでの学習ということで、人と話し合う活動をやっぱりどんどん入れていかなければならないということです。

校内研修の充実ということで、3番目ですが、実は先日12月12日に尾鷲小学校で文科省の国立教育政策研究所調査官の方に来ていただきました。

その調査官の方に小学校の授業も全部見ていただいて、市内各地、市内だけでなく近隣市町の各地から多くの先生方、尾鷲小に集まっていたいただきました。

やっぱりそういう研修の場というのが物すごく大事ですし、外部から招いた講師の先生方が言う今の大事にされていることというのをやはり研修を通じて身につけていかなければならないと考えております。

あと、家庭での過ごし方なんですけれども、読書活動、学習時間、あと家族での対話の時間というのも減ってきているというような傾向がございますので、先ほど、ICTのところでも出ましたけれども、タブレット、スマートフォン、そういうものを使えば使うほど1人の時間がどんどんふえますし、それから、読書活動も減っていきますので、やっぱり家庭でのそういった決まりをつくった中での生活というのは大事かなと。

あと、コミュニケーション。家族の中で学校であったことを話すだとか、いろんなことも含めて家庭生活を見直すような、そういった取り組みが大事かなと思います。

いずれにしても、今後も丁寧な取り組みが必要だと考えておりますので、今年度の結果から既に取り組みのほういろいろ始まっておりますので、次年度につながるようになっていきたいと思っております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　ただいま調整監の報告がありましたけれども、何か御質疑がありましたら御発言願います。

○野田委員 先ほど、報告の中で、外部講師で指導監というんですか、そういう方に来ていただいたということなんですけれども、これはどのようにアプローチをかけて来ていただいたんですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 実は、これは県教委のほうから声をかけていただきました。

実は尾鷲小学校、尾鷲中学校につきましては、県のほうの加配で、そういった少人数教育を推進する人員をつけていただいておりますので、そういった加配の効果的な使い方ということで、文科省のほうからぜひこういう方がおるので研修のほうをやってみないかということで、声をかけていただきました。

○野田委員 先生同士のまた気づきということも重要なことだと思いますので、今後こういう加配の部分がありましたら、どんどんそういう情報を仕入れてやっていただきたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○高村委員 成績というのはいろいろ小学生のうちはやっぱ親の指導とか、先生の指導もあるけど、特殊な教育というのも必要やと思うんさね。

新潟県は一番で、愛知県が一番ぶりになって、尾鷲市からすればやや下のほうだと聞いておるんですけど、やはり小学生を上げていくというのは、親と子供の一緒になって勉強するという気持ちだとみんな成績が上がるという評価も出ておるんで、ぜひとも教育界の人はやっぱりPTAなんかがあったら、やはり30分でもええから親子一緒に本を読むとか、算数の勉強を30分でもええから一緒にするという指導をやっていかなあかんと思うんですよ。

そうすればやっぱり5年経ち、10年経ってくると、成績が全国でも上がってくると思うんで、ぜひとも教育委員会でお話しして、そういう方面に向かってやってください。

○三鬼（孝）委員長 調整監、何かありますか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 ありがとうございます。

本当にPTAの役員の方々とも役員会とか、あと、それぞれの自分のところの学校のPTAの総会等もごさいますので、そういった場所でやっぱり多くの方に学校側からどんどん啓発していかなあかんと思いますし、また、教育委員会のほうもどんどん協力していきたいと考えております。

○高村委員 それで、父兄の中には共働きやったり、そういう時間がないという

人もおると思うけど、やっぱり子供らのことを思って、少しでも時間を割いていただいて、子供を育てましょうという教育をぜひともお願いします。

○奥田委員 小学校のほうはちょっと上がったということなんですけど、それでも全国平均を100とすると小学校も中学校97ということで、最低限この100、全国平均はあってほしいなという気はするんですけど、それで6ページのところ、1点だけちょっと、先ほど調整監が説明された平日の勉強時間、この1時間以上、小学校が49.5%、中学校が50.9%ということで、県平均から見てもかなり低いですよ。

先ほど、調整監は生活習慣の見直しが必要じゃないかということをおっしゃったんですけど、まずはこの学力を上げるためには先生方も一生懸命やっておると思いますけど自宅学習、1時間ぐらいはせないかなという気は、してほしいなという気はするんですけど、子供たち。それでも半分ぐらいはしていないということなんで、ちょっとこれ意外なんですけど、どうですか、この自宅学習を子供たちにもちょっと勉強してもらおう何か……。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 自宅学習以外に恐らく習い事に行っておる子はようけおるんですよ、いろんな。

恐らくスポーツ的な習い事をしている子もおるし、文化的なこともやっているし、だから忙しい子もたくさんおるのは確かなんです。

だもんで、おうちで国語や算数や何やかんやという時間を、やっぱり意識的にとれる子となかなか難しい子もおると思うんですけど、そこら辺はやっぱり担任が一番子供のそういった状況はわかりますので、細かい指導をしていかなあかんかということと、やっぱり自分もそうですけど、おもしろいことがあれば、意欲があればどんどん吸収できるというのは確かなんですけれども、自宅学習について、何をやるかによっても全然変わってくると思うので、そういった家庭学習の課題というのもしっかり考えていかなあかんかなと思います。

○三鬼（和）委員 スポーツとか交わりというところで、少子化で学校が減っていきますけど、前の結果にしてでも小さい学校は平均値が高いんですよ。

大きい学校は断トツにできる人もおるけど、そうでない人もおるというので尾鷲市の教育においてどうなんですか。

学校を一極化するのには学力的にはマイナスになっているんじゃないかとちょっと心配、むしろ小さい学校を幾つもつくっておくほうが平均値で子供の学力をつけていくんじゃないかなと、大きい学校がちょっとたくさん集まるよってということも

あるんですけど、それに人数当たりの先生もついていながらこういった形になるわけじゃないんですか。

ちょっとこの教育のあり方も、一極化することがといいとは限らんと思うんですけど、どうですか、教育長、その辺は。

○出口教育長　大きい規模の学校、小さい規模の学校それぞれにメリット、デメリットが必ずあると思います。

それで、一概にこれはなかなか言えないことなんですけど、例えば小規模校になりますとうちの管内で多いのは複式学校、それから、1学年が単学級であるということになりますと、教員の数が非常に少ない状況がある。

それから、もう一つは、かつては学年に何人も先生がみえて、いろんな相談ができたり、研修がその中でできたりしておったわけですけども、今は1人で全部何もかもこなしている。そういう状況の中で本当に先生方が自分の課題を解決できていけるかという心配もたくさんあるんですね。

ところが大規模校ではやはりそういう教師集団が大きいですから、いろんな課題をその場で解決をしていける力もあると思うんです。ですから、そこは非常に難しいことになると思うんですけども、初めに言いましたようにやっぱりメリット、デメリットはたくさんあります。

それともう一つは、ちょっとよろしいですか。

もう一つは、子供の学力を向上させるというのは、確かに教師の指導力、それから、子供自身の意欲、感心ということも確かにあると思うんですけど、今一番大きいのは、私は子供を取り巻く環境が非常に変わってきているのではないかというふうに思うんです。

ここにはちょっと出ていませんでしたが、この生活状況の調査を見ますと、実は平成28年度にスマホやあるいはコンピュータでメールや通話をしている生徒、4時間以上の子供が1.6%でした。

しかし、それは1年後の平成29年になりますと10%にふえているんです。ですから、この1年の間で非常に大きく子供を取り巻く環境は変化をしてきているというふうに考えていいと思うんです。

ですから、ここの部分を十分に我々も分析した上で、そして、保護者の理解と協力をしっかりと得ながら子供の環境を整えていくということが非常に大事になるんじゃないかというふうに考えております。

ですから、そこら辺りを我々教育委員会としてもさらに詳しい分析をしながら、

どんなふうに変えていくかということには努力をしていきたいというふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 他に、ございませんか。

○小川委員 先ほど、教育長のお話を聞きましてちょっと感じたことありまして、先ほども言いましたけど子供の貧困率が高いということで、それによってやはり親の環境によって勉強を諦めてしまう子も結構出てくるんじゃないかというのを思うんですけど、その学習支援の対策というのもやっておられるようですねけれども、その点はどうなんですか。

途中で勉強を、中学校になるとちょっと成績が下がるとか、国のほうも結構高校の無償化とか、いろんな高等教育の無償化とかやっておりますけど、途中で諦めて、先ほど言いましたけど塾へ行っている子とか差が出てくると思うんですよ。

その点の学習支援とか、勉強を諦めてしまわないようにどのように考えておられるのか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 私も教師です。ですから、子供を見捨てるようなことは絶対にしてはいけないと心に思います。

ですから、現場における先生方は子供がどういったことで悩んでいるとかあるいは学習の部分で、やっぱりこれができやんのやとか、そういったことをやっぱり話ができる関係はもちろん必要ですけども、やっぱりそういうところへ支援をやっぱりすべきやと思いますので、十分今でも先生方はそこら辺を対応していると私は信じておりますし、自分自身やったら必ずそこを大事にしていきたいなと思います。

ですから、今小川委員がおっしゃったように確かに環境的に本当に厳しい環境の子供もいます。

ですから、本当に豊かで育っていく子供もおれば、本当に苦勞、苦勞して家庭で本当に毎日生活する中でいろんなことでつらい思いをしながらおると思います。そういったことをやっぱり見捨てないように、自分らか主になってやっぱり子供にかかわっていくという気持ちが大事だと思いますので、そういったこともまた、いろんな場で話をしていきたいと思います。

○小川委員 今の林町会館、ずっと学習支援をやって、子供の成績がどんどんいっている子も厳しいみたいですけども、成績上がっているようですので、林町会館だけじゃなしに、福祉かな、あれはもし教育委員会でできるんだったら先生のOBなんかで、ボランティアであそこ1カ所だけじゃなしにほかにもつくっていただきたいというのを要望しておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 　　実は林町会館につきましては、校長OBである浜田先生が林町会館で1人、2人から始めた学習ボランティアがどんどん子供らはおまえ来んなと言われながらも、怒られながらも、人がどんどん来て、それが何か自分のやっぱりやればできるんやというのにつながっていて、今本当に浜田先生、時間をそれに全てつぎ込んでおるような状況で。

それで今放課後の学びの場ということで、以前から退職された先生方が今宮之上小学校だとか、矢浜小、向井小ということで、いろんなことで助けていただいています。

尾鷲小のほうでも以前やっていただいておったんですけど、今いろいろ学校の状況とかも踏まえて、また、要請等があれば行かせてもらうという話もあると思いますので、そういった形で今も継続して、細々とですけれども、先生方が協力してくれておるもので、それを大事にしていきたいと思います。

○小川委員 　　子供たちが勉強を諦めない環境というのをどんどんつくっていただきたい、それを要望しておきます。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 　　他に。

○楠委員 　　ちょっと確認したいんですけど、天文台のブルーシートか何でわざわざシルバーのシートにかえたのか、2回も3回も、お金かけて。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 　　先週の木曜日なんですけれども、多分強風、風が強かったと思います。

明くる日の金曜日に確認をしに行ったところ、ちょっと裂けておったんです。それで、どうせかえるなら色を変えようかということで変えさせていただきました。

○三鬼（孝）委員長 　　よろしい。

他に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 　　なければこれで教育委員会の審査を終了します。

御苦労さんでした。

午後は1時40分から再開します。

（休憩 午後 0時30分）

（再開 午後 1時40分）

○三鬼（孝）委員長 　　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、総合病院の関係の議案ですけれども、議案第76号、議案第94号、議案第98号、3件ありますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、議案第76号と議案第94号を一括して審議しますので、説明を求めます。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしく願いいたします。

それでは、行政常任委員会進行表に基づき、御説明いたします。

議案書の54ページ、55ページをごらんください。

議案第76号、尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定につきまして御説明いたします。

この薬剤師奨学金返還支援助成金及び薬剤師修学資金貸与制度の創設につきましては、本年9月の行政常任委員会において説明をさせていただいたところですが、今回の条例制定及びこの後に説明させていただきます条例の一部改正につきましては、貸し付けた助成金や修学資金の返還免除を定めるものであります。

まず、議案第76号、尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定につきましては、尾鷲総合病院における薬剤師の確保に資するため、令和2年4月1日以後に尾鷲総合病院に採用され薬剤師業務に従事する職員に対し、その職員が日本学生支援機構等からの奨学金等を償還する際の助成金貸付制度を定めたことに伴い、この貸し付けた助成金について条例第2条において助成金の貸し付けた期間に相当する期間、病院で薬剤師の業務に従事したとき、助成金の全部の返還を免除することができることを定めるものであります。

次に、議案書105、106ページをごらんください。

議案第94号、尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これにつきましても、尾鷲総合病院における薬剤師の確保に資するため、現在運用している看護学生等への修学資金貸与制度に加え、薬学部大学生4年生から6年生を対象に卒業後、尾鷲総合病院の薬剤師として従事しようとする者に対する修学資金貸与制度を追加したことに伴い、看護師等修学資金返還免除に関する条例について返還免除の対象に薬剤師を加える一部改正を行うものであります。

引き続き、病院総務課長から資料の説明をさせていただきます。

○佐野総合病院総務課長 それでは、先ほどお話をさせていただいた二つの制度につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、薬剤師の確保について資料1というところをごらんください。1ページで

ございます。

今後の薬剤師確保に向けまして、二つの制度を創設するという事で、来年度の4月から施行したいというようなことで考えております。

まず、議案第76号尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定に係るものでございます。

この薬剤師奨学金返還支援助成金貸付制度、これにつきましては、尾鷲総合病院の薬剤師の業務に従事する職員が行う奨学金の償還、これを支援するための助成金の貸付制度でございます。

この制度について、毎年度予算の範囲内でこれを行うというようなこととしたいと思っております。尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金貸付規則という規則で、これを定めて行いたいというふうに思っております。

主な内容といたしましては、そこに書いてございますが、規則第2条の助成の対象、これになる奨学金は独立行政法人日本学生支援機構奨学金等の奨学金でございまして、医療機関等で業務につく、従事をするということを条件に返還を免除されたものは除きます。

規則第3条、次の対象者につきましては、まず一番としまして総合病院に採用され、常勤の薬剤師として業務に従事する者で、貸付申請する年度末日まで継続勤務する者と。

2番目としては現に奨学金の返還を行っている者または貸付申請年度内に奨学金の返還を開始する者。

3番目が返還に際し滞納していない者、これらが条件ということで、対象者についてはこのいずれにも該当する者を対象とするということです。

次に、規則第4条(3)ですが、助成金の貸し付けとしては月額5万円を上限として無利子での貸し付けといたします。アッパー、上限は総額540万円を限度というようなことにします。

規則第5条の貸付期間につきましては、対象となった月から奨学金の返還が満了する日または助成金の貸付総額540万に達するいずれか早い月までとします。

なお、この助成金の貸付制度におきましては助成金の貸し付けを受けた期間に相当する期間、総合病院の薬剤師業務に従事したときは返還を免除すると、先ほどお話ししました。このことは地方自治法の第96条第1項第10号の定めによりまして、権利を放棄する場合には議会の議決が必要であるということから、今回議案第76号で返還免除に関する条例の制定ということとしております。

続きまして、2 ページのほうをごらんください。

これは議案第94号の尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正でございます。

これは、現在運用しております看護師、看護学生等への修学資金の貸与制度と同様に大学卒業後に薬剤師業務として病院に従事しようとする者に奨学資金を貸与する制度を追加するものでございます。

このため、先ほど申しました修学資金返還免除に関する条例の一部を改正し、尾鷲総合病院薬剤師・看護師等修学資金貸与規則に関する条例、免除に関する条例というような形に変えさせていただくということでございます。

これは看護師等と同じようにまず、薬剤師の貸与に係る内容としましては、規則の第2条におきまして、対象者として薬学を履修する課程を有する大学に在学する4年生、5年生、6年生、この方たちに卒業後、総合病院で薬剤師業務に従事しようとする者を対象にまずはする。規則第3条で貸与する金額といたしましては予算の範囲内におきまして月額7万5,000円以内、無利子での貸与といたします。

貸与期間は、貸付決定の日から卒業月までとします。

薬剤師の修学資金貸与制度につきましても、貸与を受けた期間以上、総合病院の薬剤師の業務に従事するときは修学資金の返還、この修学資金の返還を免除することとします。

これも先ほど申しましたように返還免除ということでございますので、議会の議決が必要であることから、今回条例の一部改正をさせていただくということでございます。

以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長　議案第76号と議案第94号の説明を終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。
- 三鬼（和）委員　資料1番の薬剤師確保対策についてなんですけど、補正予算と絡めて、補正予算のほうでも薬剤師を減額しておったわね、これは薬剤師が少ないということの（聴取不能）あってして、それで黒字要因になっているように薬剤師が要るんかどうか、要るとなり手が少ないもんでというのがあるけど、ちょっと今回のこの補正に関しては、補正でこれが出てきたもんでちょっと逆行する結果と方針かなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。
- 河合総合病院事務長　薬剤師については、必要な数7人という中で、今6人でずっとやってきておる中で、昨年度末に1名やめられて、ことし7月に産休にちょ

っと1名入られて、4人体制ということでやっておる中で、非常に土日も午前中緊急入院患者の調剤等をしに行く中で、なかなか休めない、非常に厳しい勤務条件がある中で足りないという現状で、そうした中でこの11月から以前に尾鷲総合病院で働いていただいていた薬剤師に復帰いただいて、ちょっと非常勤で働いていただいているという状況もあるんですけれども、そうした中で最低6人は確保したいという中で、今回この制度をつくらせていただいております。

今回の補正予算については、今年度薬剤師確保が見込みがちょっと立たないという中で、必要となくなった給与費をちょっと減額させていただいたということですので、来年以降、また薬剤師の確保に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○三鬼（和）委員 予算はまた予算のときでちょっと詳しくお伺いしたいなと思うんですけど、費用対効果で言ったら医薬分業を進めるほうが収益率というか、収支率がいい結果を出してしまっておるというのがあるんですけど。

6名というのは今の総合病院の運営というか、病棟とか含めた中では6人の確保がないという個人に対する比率とか、そんなのが大きくなるという理解でいいんだ。

ということは今回出たような収支でいうと、費用的にもまた扱ったら扱うだけちょっと収支率が悪いようでとってしまうところがあるんですけど、その辺はどういう見解ですか。

○河合総合病院事務長 薬剤師の業務については、いわゆる調剤等の薬局内で行う部分と、今は医薬分業ということで病院での院外処方を推進した上で、病院は病院として入院患者等への服薬指導等を充実していく中で、診療報酬上認められておる部分がありますので、確保しながら、そういう部分を充実しながら、収益も確保していけたらというところで今考えておるところでございます。

○三鬼（和）委員 確かに国の方針的からいったら医療費がおさまるような形で指導とか、そんなもんをどんどんしていくということがあるんですけど、現実、総合病院を経営する中では、そういった国の指導とか、そういうものをするとならコストがかさんでおるんじゃないかなという、うちの病院のスケールとしては。

事務長、その辺は、その比率はどう思いますか。

○河合総合病院事務長 当然人がふえると人件費がふえるんですけども、今の薬剤師の働き方改革ではないですけども、非常に負担が入っておって、さらにそういう職員が疲弊してさらに減するというところのおそれも非常にある中で、何と

か早急に確保したいというところがありますので、確保させていただきたいなというのを思っているところがございます。

○楠委員　今お話の中で6人程度、実際に業務量からしたときに薬剤師の本来の姿の定数というのは実際にどのぐらいの人数なのでしょう。

○河合総合病院事務長　医療法上の薬剤師の定数というのが、調剤数とか外来患者数で決まっておるんですけども、それは非常に低くて、済みませんちょっと今資料がないんですけど、2人とか3人という非常に少ないところでありまして、ちょっと実際の業務と照らし合わせるとちょっとかけ離れているところがありますので、今の状況をちょっと見させていただくと6人は必要と、ちょっと考えておるところでございます。

○楠委員　今定数上二、三人じゃないかというお話もいただいたんですけど、確かに薬剤師は男性の方もいますけど、ほとんどが女性の方で、今言ったように急遽都合で退職とかあるいは産休で入ってしまうということで、アベレージの定数というのは余り当てにならないで、やはりその年によって波があるものですから、その辺を踏まえて今三鬼委員も言いましたけど、収支の関係も含めて実際にそれが今過当にその労働力が足りないで時間外もふえてしまっているようなことになるのであればもう少しちょっとふやす、減らせる問題じゃなくて、その業務の内容をもう少しちょっと精査したほうがいいんじゃないかなと。

いわゆる業務が過大にならないようにするにはどうするのかとか、そういう点も踏まえて本来のあるべき姿の二、三人という意味じゃなくて、6人程度の必要性をしっかりと構築しておかないと、減ったんだか、ふえたんだか、またこれからもこの助成制度をせっかく設けても宝の持ち腐れになってしまったりとか、いろいろあると思うんで、その辺もう少しちょっと精査したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○河合総合病院事務長　国のほうでその働き方改革を進められている中で、医師なり、看護師、薬剤師も含めて全部部局で負担軽減委員会というのをつくっておりまして、実際業務をどういうふうな形で見直していけば業務の負担が軽減されるかというのも、ことし4月以降いろいろ検討しておる中で、薬剤師の部分であればやっぱり医師のオーダーという時間が非常に夕方になればなるほど後ろへ引っ張るといったところがあったり、土日も救急患者が薬を持ってこられて、その薬の仕分けとか、そういうものが非常に負担になっておるといったところもありますので、その辺は具体的にオーダーを早くするとか、その辺の投薬の仕分けなんかをどういう形

で翌週に持ち越すことができるかとか、その辺も含めてちょっと検討しておるところでございますので、並行してやっていきたいと考えておるところでございます。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○仲委員　1 ページのほうの対象者は規則第3条、①の尾鷲総合病院に採用される常勤として薬剤師の業務の従事してで、ここはわかるさ、助成金の貸し付けを申請する年度の末日まで継続して病院に勤務する人と書かれておるんやけど、これは、この文言はどういうふうなことで入れたか、ちょっと確認で。

○佐野総合病院総務課長　この内容としましては、貸付申請をするその年の最後までは確実に途中でいなくなるということがないようにということだけの、こころ辺の取り決めというか、そういうことで。

申請する以上は、最低限その末日までは継続して病院に勤務をするという約束のできる人が対象には最低限なると。ただしこれ、途中でこの後にやめるということになる、この貸し付けそのものがなくなりますので、最低限としてこの末日まで継続して病院に勤務するというお約束をいただける人が申請対象にはなるという意味ではなんですけど。

○仲委員　貸付申請するときに年度末まで勤めますよと意思があったとしても、何かの都合でどうしても退職せざるを得ない場合は、それまでの貸し付けは戻してもらおうということになりますか。

○佐野総合病院総務課長　そのとおりでございます。

○仲委員　この制度は既に看護大学を卒業して、返還が始まっておる人を採用するための制度であるという理解でよろしいですね。

○佐野総合病院総務課長　そのとおりです。

看護というよりもこれ、薬剤師ですね。

最初の返還支援の助成金のほうの貸し付けについては、現に尾鷲総合病院の薬剤師として従事していただいた上でこういった条件をクリアしていただいて、うちの業務をやっていただいております。

○仲委員　採用するにしても同じということでしょう、今後。

○佐野総合病院総務課長　そうです、そうです。

そういうことになると思います。

○三鬼（孝）委員長　他に。

ないようでございますので、議案第76号と議案第90号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第98号の説明を求めます。

○河合総合病院事務長　それでは、議案第98号、令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

1 ページをごらんください。

第1条、令和元年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、令和元年度尾鷲市病院事業会計予算（以下予算という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）患者数につきまして、入院1日184人を183人に、年間延べ6万7,271人を6万6,949人に、外来1日平均394人を387人に、年間延べ9万4,502人を9万2,990人にそれぞれ補正するものでございます。

内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

第3条予算第3条本文中、特別損失中、災害による損失5,977万5,000円の財源に充てるため、企業債5,970万円を借り入れるを特別損失中、災害による損失4,795万5,000円の財源に充てるため、企業債4,790万円を借り入れるに改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして、第1款病院事業収益既決予定額43億9,281万3,000円から補正予定額5,928万1,000円を減額し、合計43億3,353万2,000円とするものでございます。

第1項医業収益既決予定額38億9,980万9,000円から補正予定額5,928万1,000円を減額し、合計38億4,052万8,000円とするものでございます。

支出の部として、第1款病院事業費用既決予定額45億6,884万9,000円から補正予定額2億4,647万1,000円を減額し、合計43億2,237万8,000円とするものでございます。

第1項医業費用既決予定額43億5,144万9,000円から補正予定額2億2,249万5,000円を減額し、合計41億2,895万4,000円とするものでございます。

第2項医業外費用既決予定額1億5,682万5,000円から補正予定額1,215万6,000円を減額し、合計1億4,466万9,000円とするものでございます。

第3項特別損失既決予定額6,057万5,000円から補正予定額1,182万円を減額し、合計4,875万5,000円とするものでございます。

第4条予算、第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,324万4,000円は一時借入金で措置するものとするを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,223万5,000円は一時借入金で措置するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして、第1款資本的収入既決予定額3億1,749万円から補正予定額170万円を増額し、合計3億1,919万円とするものでございます。

第1項企業債既決予定額1億2,610万から補正予定額170万円を増額し合計1億2,780万円とするものでございます。

支出の部として、第1款資本的支出額既決予定額4億5,073万4,000円から補正予定額69万1,000円を増額し、合計4億5,142万5,000円とするものでございます。

第1項建設改良費既決予定額1億3,306万7,000円から補正予定額69万1,000円を増額し、合計1億3,375万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第5条予算第5条債務負担行為を次のとおり補正する。これにつきましては、来年度年度当初から各業務の円滑な業務を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

追加として、事項、医療ガス購入費、期間、令和2年度、限度額1,367万5,000円、事項、プロパンガス購入費、期間、令和2年度、限度額195万7,000円、事項、土地等賃借、期間、令和2年度、限度額1,702万7,000円、事項、寝具患者衣布団等賃借、期間、令和2年度から令和4年度までの限度額6,285万円。この寝具患者衣負担等賃借の契約につきましては、これまで単年度契約としていたところですが、複数年契約とすることで安定性や継続性の確保とスケールメリットによる経費削減が期待できることから、今回3カ年契約に変更させていただく予定としております。

事項、新生児寝具賃借、期間、令和2年度、限度額24万1,000円、事項、医師住宅賃借、期間、令和2年度、限度額1,117万2,000円、事項、在宅酸素供給装置賃借、期間、令和2年度、限度額901万6,000円、事項、医療機器賃借、期間、令和2年度、限度額1,412万5,000円、事項、カーテン賃借、期間、令和2年度、限度額132万円、事項、医療事務業務委託、期間、令和2年

度、限度額 1 億 8 9 0 万 6, 0 0 0 円、事項、院内業務委託、期間、令和 2 年度、限度額 3, 3 4 4 万 1, 0 0 0 円、事項、医療機器保守業務委託、期間、令和 2 年度、限度額 1, 5 0 3 万 9, 0 0 0 円、事項、建物設備保守業務委託、期間、令和 2 年度、限度額 2, 3 0 9 万 9, 0 0 0 円、事項、コンピュータ保守業務委託、期間、令和 2 年度、限度額 2, 7 2 7 万 3, 0 0 0 円の 1 4 件でございます。

次に、3 ページをごらんください。

第 6 条 予算第 6 条 企業債を次のように改める。

附帯設備整理事業の補正前の限度額 5, 9 7 0 万円を補正後の限度額 4, 7 9 0 万円に、医療機器整備事業の補正前の限度額 9, 6 1 0 万円を補正後の限度額 9, 8 0 0 万円に、附帯設備整備事業の補正前の限度額 3, 0 0 0 万円を補正後の限度額 2, 9 8 0 万円とするものでございます。

第 7 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費の既決予定額 2 4 億 3, 0 3 7 万 6, 0 0 0 円から補正予定額 8, 9 2 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、合計 2 3 億 4, 1 0 9 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

第 8 条 予算第 1 1 条に定めた棚卸資産の購入限度額 1 0 億 1, 8 3 0 万 9, 0 0 0 円を 8 億 6, 4 2 5 万円に改める。

次に、4 ページをごらんください。

令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）説明書でございます。

款項につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入の部、1 項医業収益、1 目入院収益、1 節入院収益 2, 6 0 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、当初の見込みより診療単価が増となることなどによるものでございます。

これは主に地域包括ケア病棟において、入院料の施設基準の一つである在宅復帰率 7 0 % の以上の基準の取得が当初 1 0 月を予定していたところ、5 月から取得できたことなどによるものです。

2 目外来収益、1 節外来収益 8, 5 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額は、主に院外処方を推進したことによる投薬収入の減によるものでございます。

次に、支出の部、1 項医業費用、1 目給与費 8, 8 6 9 万円の減額は、職員の中途退職等により当初見込んだ職員数より 7 名の減となったことによる給料の減額、当初予定していた小児科の常勤の嘱託医が不在となったことなどによる賃金の減額、特殊勤務手当、時間外手当などの手当や法定福利費について、実績等踏まえて精査

したことなどによるものであります。

2目材料費1億4,005万3,000円の減額のうち、1節薬品費1億418万6,000円の減額は、院外処方への推進による内外用薬品費の減、外科の手術件数の減及び高額薬剤の使用料の減などによる注射薬品費の減に伴う減額でございます。

2節診療材料費3,586万7,000円の減額は、外科の手術件数の減などによる一般材料等の使用料の減に伴う減額でございます。

3目経費536万9,000円の増額のうち、11節修繕費605万の増額は、浄化槽配管の劣化に伴う修繕によるものでございます。

13節賃借料の154万3,000円の減額は、医療機器賃借料の減によるものでございます。

15節委託料165万7,000円の減額は、清掃洗濯業務委託料の入札差金の減によるものでございます。

16節臨床検査委託料の264万6,000円の増額は、外部検査委託数の増加によるものでございます。

20節負担金の120万7,000円の減額は、伊勢赤十字病院から派遣されている内科の常勤医師の給与の負担金について支払い実績に基づき精査による減額でございます。

4目減価償却費87万9,000円の増額は、平成30年度に取得した資産も含めて再積算したことによるものでございます。

次に、5ページをごらんください。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費3,000円の減額は、平成30年度の企業債借入額が確定したことによるものでございます。

4目雑支出1,255万6,000円の減額と5目消費税及び地方消費税40万3,000円の増額は、今回の補正額に基づき控除対象外消費税並びに消費税及び地方消費税を再算定したことによるものでございます。

3項特別損失、1目災害による損失1,182万円の減額は、煙突解体工事の入札差金の減等によるものでございます。

次に、(2)資本的収入及び支出のうち収入の部、1項企業債、1目企業債170万円の増額は、薬剤在庫管理システムの更新等に伴う医療機器整備事業債の増によるものでございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、1目資産購入費、1節器械備品購入費92万9,000円の増額は、薬剤在庫管理システムの更新によるものでございます。

2目工事費、1節工事請負費23万8,000円の減額は、換気装置設置工事の入札差金の減額でございます。

次に、6ページをごらんください。

令和元年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

これは令和元年度1年間の現金の増減をあらわすものでございます。

次に、7ページをごらんください。

下段の今年度末の資金残高は1,526万6,000円となる見込みでございます。

次に、8ページをごらんください。

給与明細書でございます。

職員数は当初予算と比べ7人減、給与費は報酬から賃金までの計で7,297万3,000円の減額、法定複利費は1,631万2,000円の減額、合計8,928万5,000円を減額するものでございます。

次に、9ページをごらんください。

令和元年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

10ページをごらんください。

補正後の予定では、下から3段目の当年度純利益は当初予算の1億7,894万5,000円の赤字から改善し、863万2,000円の黒字となる見込みでございます。

11ページからは尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しております。この貸借対照表については、平成30年度決算をベースに本年度の財産の動き等を反映させたものであります。

12ページの中段4、流動市債（一時借入金）の見込みでございますが、令和元年度末の残高は当初予算時から2億1,000万円減の3億5,000万円になる見込みでございます。

13ページの下から2行目の資本合計につきましては、当初予算時はマイナス9,451万円の見込みとしておりましたが、今回の補正によりプラス9,299万6,000円になる見込みでございます。

以上が令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き病院総務課長より資料の説明をさせていただきます。

○佐野総合病院総務課長　それでは、引き続き資料の説明をさせていただきます。

資料2、3ページのほうをごらんください。

今回補正の予算で計上させていただきました病院における業務予定量と医業収益の資料となります。

まず、上段の入院の収益につきましては、一般病棟、地域包括ケア病棟を合わせた合計が中ほどにあります。当初既決の延べ患者数6万7,271人、1日患者数としては183.8人、診療単価が3万3,875円で年間の見込み額は22億7,877万7,000円としておりました。

今回の補正の見込みでは延べ患者数が6万6,949人で322人の減、1日平均の患者数は182.9人で0.9人の減、診療単価が3万4,426円で551円の増となっています。

右側の差額の欄をごらんいただきますと手術件数が減少しました外科におきまして、は5,240万4,000円、一般病棟から包括ケア病棟への患者の転所が多かった整形外科では9,821万2,000円の減となっておりますけれども、延べ患者数がふえた内科で1億5,774万円の増、本年度転換をしました地域包括ケア病棟では先ほどお話がありました。予定より早く施設基準の一つである在宅復帰率70%以上の基準取得ができたということで、診療単価がアップをいたしまして、3,960万8,000円の増というふうになっております。

下のほうの表は外来の収益についてでございます。

合計欄を見ていただきますと、当初既決の部分が延べ患者数で9万4,502人、1日の平均患者数が393.8人、診療単価が1万5,763円ということで、年間見込み額は14億8,976万円としておりました。

今回の補正の見込みでは、延べ外来の患者数が9万2,990人で、1,512人の減、1日平均患者数は387.5人で6.3人の減、診療単価は1万5,104円で659円の減というふうになって、当初との差額といたしましては8,529万3,000円の減というふうになっています。

右の差額欄をごらんいただきますと内科と泌尿器科でそれぞれ4,695万1,000円、泌尿器科のほうが3,859万9,000円の減となっておりますけれども、これは主に院外処方を推進したことによります投薬収入の減が一因、大きな要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　議案第98号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御発言願います。

○三鬼（和）委員 資料2で詳細な説明、質疑のとき以上によくわかったわけなんですけど、しかしながら今年度のこの補正につきましては、地域包括ケアが当初予算より2,600万ふえたということもあろうかと思うんですけど、予算書を見るとちょっと何点か、最初のちょっと予算書に戻りたい、待ってくださいね。

予算説明書の4ページ、5ページを見ると、薬剤師等が少ないということなんですけど、薬品費で約1億400万、それと外科とかも使うんでしょけど3,500万円の診療材料費等が減額になっておるんですけど、それに比べると先ほど、診療科の相殺があったので単純には言えないんだと思うんですけど、当初に組んだ医業収益自体がちょっと、本来どちらかと言うと薬品にしてでも薬価差益とか、これは仕入れ価格ですから売り上げすりゃもっと数字が多いはずということで、もう少し医業収入なんかは落ち込んでもよかった、落ち込んでよかったと言ったらおかしいけど、落ち込む数字ではなかったかなと思うんだけど、当初予算がその辺はちょっと膨らませ過ぎたんじゃないかなと思うんですけどいかがですか、その辺。

それとあわせて、私人件費が8,869万あるね、これ、退職者がふえたんかなと思ったら資料を見たら退職者は当初予算と表が変わっていないので、年の初めのころにおやめになったということで、実際この経費で使う分は使わなくて、仕事の効率が上がらなくて収益が出ておるということにちょっと危惧するんですけど、その辺をどう事務長は判断していますか。

○河合総合病院事務長 初めのほうの外来収益と材料費の関係という中で、外来収益が8,529万3,000円おっておって、去年ベースでいくと12.9%ぐらいが薬価差益としてあるので、結局その分を引いた部分が材料費ということになると思いますけれども、基本的に材料費の減のほうについては、院外処方に関係する内外用薬品費という部分が5,612万3,000円ぐらいの減という部分と、あと、それ以外に外科の手術なり、その辺の減なり、あと高額薬剤の減というところで、注射薬品費が3,498万3,000円減っておるとい部分と合わせて外科の手術で診療材料が2,500万ほど減っておるといことで、関係性でいくと院外処方の外来収益の8,500万のうち6,000万程度が院外処方の部分で、それに対して5,400万程度が薬品の減ということで、だいたいバランス的には合うかなというところでありますので、あとは違う要因でということ。

あと、人件費の減の部分のところですけども、効率的な業務という……済みません。

○三鬼（和）委員 たまたま会計年度というか、待たずに退職予定者が早い時期

に退職していたわけじゃないですか。この分が8,869万あるわけでしょう。お医者さんもそうですけど、多分。でも、本来この方たちが年度末まで仕事しているほうが赤字要因をつくるという数字的にはなってしまいますよね。

あとの資料の退職金のところを見ると、当初も今も金額は一緒ですから、その部分は変わらん、人件費、本来はこの方たちが働いて収益を上げるべきだと思うんです、事業においては。ただ、この方たちが仕事しなくなった部分が黒字の部分になっておるということ自体が非常に危惧するんですけど、どうなんですか。こういう仕事効率として。

○河合総合病院事務長　今回は中途退職ということで9月まで7人の職員が減ったという中で、特に看護師、職員が5人ほど減っておりますので、基本的に看護職員10対1、地域包括でいけば13対1という看護職配置の中で、患者数に応じて収益は上がっていきますので、その部分を今後の看護師職員への負担が上がっておるというところがございますので、さらにこれ以上減れば入院料の看護基準の取得等も段々難しくなっているというところですので、しっかり看護師は確保して、その赤字要因、ふやしたら当然その分、収益が上がるのかというと患者数に連動してきますので、10対1の同じ基準であればその分、人件費はふえるということではありますけれども、その辺は勤務の負担軽減というか、業務量とのバランスにおいてしっかり病院を運営していくためには、一定の数は必要と考えていますので、その辺、現状としては今の職員に非常に負担をかけてしまっているというのが現状ではあると思いますので、その辺はしっかり確保して、今の病院を運営していかなあかんというところがございます。

○三鬼（和）委員　今お尋ねしたことは、来年度の予算編成においては収益分には一切ならないということですよ。

たまたま、ことしこういう動きがあったからこの部分が赤字補填できたということですよ。

それと先ほど言われました中で看護師さんが減っていたら病床運休というか、運用休止とここにあるんですけど、先ほどの資料を見た中で、整形外科とか、そういうのが地域包括ケアのほうで収益に変わったんかなというて相殺ができると思うんですけど、外科とかが減っていますよね。

そういった中で、時代の流れとか、そういった形がありますけど、DPCか、その部分はこういったような外科とか、そういうのが減ってくるとどうなんですか。5年間の長期見込みも立ててはありますが、地域包括ケアはわかったんですよ、

例えば慢性期的な方も含めて、整形とか、地域包括ケアで患者さんもそのほうが病院もおりやすいとかというそれであろうかと思うんですけど、ただ、D P Cにしましては、やっぱりそういった特殊要因の病気とか、そういった形を含めてしますもので、ここはちょっと違うと思うんですね。

その中で、外科でそういうことの医療の主な大きな収益要因というのは、手術であるとかそういうことだと思んですけど、その部分が現状減っておる中ではこれから先の5年間、今回のこの補正から見据えて5年間を想定したし、医療改革プランの中では数字大丈夫なんかとちょっと心配するんですけど、ちょっと事務長なんか市長を喜ばせるような数字が組んであるもので、どうなんですか。

○河合総合病院事務長 D P Cは当然そういう手術等があれば当然点数は高くなるんですけど、外科の手術なんかは基本的に対象症例数がことし少なかったという中で、例えばことしの4月から10月の外科の手術件数143件ですけれども、平成28年を見れば116件というところもありますし、29年度を見れば190件というところがあるもので、非常に変動が大きくて、やっぱりその人口ベースが少ない中でやっぱりその対象症例数が多いかどうかということで、大分その収益は変わってくるもので、なかなかそこは先まで読むことは難しいですけれども、診療体制をきっちり確保して、患者さんが来てもきっちり診れるような体制は今外科でいくと3人体制ですけれども、それを維持しながら運営をしていかなあかんかなというところは考えているところでございます。

○三鬼（和）委員 市長も今がんの拠点病院をするとかといった中で、そういったリニアック棟もその意味では必要だとは思んですけど、いかんせんそういう患者数等を含めた中できっちりした、お医者さんによっても、整形でも一緒ですけど、動くように、それは理解するんですけど、その辺はやっぱり慎重に見据えた上でやっぱり歳出とか支出は多目に見ても結構ですけど、収入に関しましてはやっぱり低めに見ていくというのがセオリーではないかなと思いますので、できるだけ無理した数字だけつくらないようによろしくお願いします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 今回1億8,700万の収益がよくなるような、よくなるということが上で補正なんですけれども、今三鬼和昭委員の話を聞いておって、計画は非常に理想的な数字を出しておきながら、当初予算はかなり厳しい数字を出していたのかなというような印象をちょっと覚えるんです。

というのは、今話を聞いていてもこれ、材料費が1億4,000万ぐらい減ると

いうふうになると、やっぱり三鬼和昭委員が言われたようにこの材料費が減ると、薬価差益とかがあるもので、その部分がやっぱり収益も減るでしょう、同じように、平行して。どうも普通かな、もっと収益減るのが普通かなという感じがするんやけれども、全然ふえていませんし。

だから、この辺の計画は何かすばらしい計画を立てるのに、当初予算は結構厳しい予算を編成しているというような感じを受けるんですよね。失礼かもしれないけど。客観的に見るとね。

そうすると、非常に判断を誤るような感じがするんですよ、市長もね。その辺はどのように考えています、事務長。

○河合総合病院事務長　今回の補正予算については、当初予算編成後に生じた要因によって院外処方にして、人件費の減にして、組ませていただいていますので、非常に厳しく見込んでおいて実績でよく見せるような、ちょっと形で組んだわけではないんですけれども、先ほど、材料費等の当初予算の積み方がどうかという部分で、今回地域包括ケア病棟を入れる中でいわゆるその材料費なんかの置き方をどうするかというのも当初予算にいろいろ検討したんですけれども、基本的には何千種類とある中で一つ一つ積み上げるのは難しいので、その収益に対する比率で予算計上しておるところですけれども、例えば29年度決算の材料費は26.1%、入院外来収益に占める割合が30年度決算で25.7%、今回当初予算で24.8%ということで、下げながらというか、実績はちょっと地域包括で見えないところもあったんですけれども、下がるであろう収益が上がって材料費は余り変わらないだろうという中で見たんですけれども、実質、院外処方の推進も相まって12月補正では21.4%というような率で組んでおるところでございますけれども、この辺、実績が出てきておりますので、来年度当初のことにはなりますけれども、そういうのを踏まえてしっかりと実績に近くなるような予算を組んでいきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員　それで、今回結果的に、最終的な損益が800万ぐらいの黒字が出るという見通しらしいですけど、ただ、これは営業外収益の長期前受金戻入ですか、これが2億円ぐらいあるので、平成25年の改正前で見たら2億円近くの赤字なんで、それを考える例年どおりと言ったらあれやけど、このぐらいの感じかなという感じはするんですけど。

例えばこれ、ちょっと心配というか、余計なことかもしれませんが相当赤字が膨らむという当初予算の中で、市長が4月に紀北町さんに助け舟とか、こんだけ赤

字食らうんでという形で要請したわけでしょう。それが結果的にそんなに赤字が出ずに、逆に黒字でしたということだった場合、これ、紀北町さんはどんな感じなんやろうな。こんだけ数字が違くと、紀北町さんもあれと、ちょっと不信感を覚えるんじゃないかなという感じがするんですけど、その辺は事務長、どう思われます。

○河合総合病院事務長　　紀北町に対しては今回の12月補正の話も説明させていただいて、新改革プランに基づく地域包括ケア病棟への取り組みであったり、人が減った現状によってこういうことになったということは説明させていただいておりますので、あとは今紀北町内部のほうで検討していただいておりますので、そのことについて今紀北町はどう感じられていくのかというのはちょっと今お答えはできませんけれども、きっちり今の経営状況等を説明させていただいて、赤字が30億近くあるという部分と資金不足もまだ、ことしで解消できないというところもありますので、その辺を含めて経営状況をしっかり説明していただいて、今後も維持、存続していくために御協力いただきたいということをお願いしていきたくて考えておるところでございます。

○奥田委員　　最後にしますね。最後にしますけれども、来年度からDPCで導入されるということで、先ほど三鬼和昭委員も言われたように脳外科の手術が減っているということで、そういうことであれば、僕はDPCを入れて果たして収益改善ができるのかなと、今でも僕は逆に下がるような気がしてならないんですけども。どんどん追い出していきますしね。

それで、7名減という話がありましたけれども、早期退職。看護師さんは本当に大丈夫なんですか、その確保は。

○河合総合病院事務長　　看護師については、ずーっと募集をしている中でなかなか来ていただけないというところで、東紀州地域のほかの病院でも非常に困っておるというところもちょっとお聞きをしておるんですけども、基本的に今後も引き続き看護師確保に向けて努力をしていくしか、なかなか抜本策というのが非常に難しく、地方から都市部へ流れるというような流れはあるんですけども、なかなか都市部のほうからこの尾鷲に来ていただくというのはなかなか難しく、一遍、都市部へ出てきて、また、ある程度一定期間経ったら戻ってきていただいて、尾鷲で就職していただくという方も結構いらっしゃると思いますので、その辺しっかり募集等もしながら看護師確保に努めていきたいとは考えておるところでございます。

○奥田委員　　でも、その残業時間の問題もありますでしょう。

本当、根性論だけじゃどうしようもならん、市長は根性論好きですけど。

根性論だけでは本当にどうしようもない、現実を見てやらないといけませんので、その辺を踏まえてやっていただきたいなと思います。お願いします。

○仲委員 外来収益、先ほど来から8,529万3,000円の減が当益収入減と、いわゆる院外処方が主なもので、そのうち6,000万が含まれておると。

ということは、8,529万3,000円の減ですもので、1ページの外来の減数が年間1,512人、1.5倍していると、減すると予測されておる中で、1,512人の外来患者の減が2,500万、残りの2,500万という考え方でよろしいかということと、診療単価が659円下がっておるんさ。その659円の中に院外処方関係の部分を含めて診療単価が659円になっておるか、この2点、ちょっとお答えください。

○河合総合病院事務長 あの診療単価のほうは、これを見ていただくと内科で、患者の多いところの1,300万と、泌尿器の500万ということで、ほとんどいわゆる院外処方の分と診療単価の減の分はということと、あと、患者数の分で大体単価1万5,104円ですので、それを1,512円掛けると大体2,000万近くの患者数の減による減ということになりますので、そういう考え方で収益が減っておるといってございます。

○仲委員 院外処方ということで、そりゃそうなんでしょうが、実は随分前から医薬分業が進んだ中で、特に外来の部分については、これまで院内処方も通常8,000万ぐらいあったということよろしいですか。

○河合総合病院事務長 そうですね。これまで透析患者とあと、泌尿器のちょっと高額な薬剤の患者の分だけ残っておって、今回出したことによって、あと、外来は救急患者の分だけ残っておるといような状況になります。

○仲委員 最後。次年度の当初予算については、院外処方の考え方で予算が組まれるということよろしいですか。

○河合総合病院事務長 そのとおりでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 1点だけ確認させてください。

そうするとその院外処方でやっていかれるということになると、この貯蔵品、11ページですか、貸借対照表、3,700万ですね。30年度決算のとき3,890万かな、そんなに変わっていないんですけど、この在庫というのは変わらないんですか。やっぱりある程度は在庫が要ということなんですかね。

○河合総合病院事務長 最終決算時には病棟に置いてある薬剤も含めて全部棚卸

しした上で貯蔵品ということになりますので、基本的には入院の分がほとんどということですので、これまでちょっと外来の分も多少あったと思いますけれども、すぐ近くに薬品会社もありますので、必要であればすぐ配送していただくというシステムになっていますので、その辺は基本的に外来の分はそれほど今まで貯蔵品で持っていたということはないと思っておりますので。

○三鬼（孝）委員長 他に。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで議案第98号の審査を終了いたします。

それで、報告事項ですけれども、令和元年度尾鷲総合病院運営懇話会について概略説明を求めます。

○佐野総合病院総務課長 それじゃ、その他ということで令和元年度尾鷲総合病院の運営懇話会について、御報告申し上げます。

資料3のほうを見ていただきたいと思います。

こちら、令和元年度の尾鷲総合病院の運営懇話会を令和元年11月5日の7時から総合病院の5階講義室において開催をさせていただいております。

出席者はそこにございます18名ということで、自治連合会と区長会の代表の方が御欠席をされましたが、残り18名の方が出席をいただいております。

議題といたしましては総合病院の経営状況についてということで、6ページからパワーポイントでつくった資料、こちらのほうを使って御説明をさせていただきました。

それともう一点が、新改革プランの見直しの間案についても御説明をさせていただいております。

パワーポイントのほうの6ページからの資料をちょっと簡単に説明させていただきますと、こういうものを上げたということですが、6ページのほうは患者数の状況、1日の平均入院患者数、それと1日の平均の外来患者数の棒グラフと折れ線を挙げております。

7ページの下の方の表が診療科別の患者数の状況の円グラフになります。

めくっていただきまして、8ページのほうは地区別の患者数の割合の状況、入院と外来の患者数をそれぞれ円グラフで、その下の表が患者数の状況で、救急車で搬送される方の推移を25年度から平成30年度までの数字を挙げております。

9ページのほうは入院収益、外来収益の推移の棒グラフ、それで下の方の表が

職員の状況表になります。25年度から平成30年度の表を挙げております。

10ページのほうが収支の状況ということで、医業事業収益と病院事業費用、それと医業収支等々を書いた表が上段です。

下の表が全国の公立病院の経常収支の状況ということで、全国の公立病院の推移についてちょっと上げておるのが下の表でございます。

11ページのほうが同じく全国同規模の公立病院との比較ということで、総合病院と同規模200床以上300床未満の公立病院の数値等を比較した表が上でございます。

それで、下のほうが新公立病院の改革ガイドラインというのが平成27年3月31日に挙げておまして、これによりまして一番下にありますが、28年度末までに新公立病院の改革プランの策定が要請されたというような形でのガイドラインを挙げております。

それに基づきまして12ページでございますが、尾鷲総合病院の新改革プランの概要が①、②と上段に載っております。

そういう新改革プランの概要を挙げて、こういうのをつくっていると、その見直しが先ほど言った新改革プラン見直しということになるわけでございますが、13ページのほうにつきましては、平成30年度の主な取り組みをまず13ページについては医師確保の対策、それと下のほうが看護職員の確保対策、それぞれ挙げさせていただいております。

14ページのほうが30年度の主な取り組みの3番目として、医療技術者の育成についての取り組み、それと14ページの下が患者サービスの向上に向けた院内での取り組みですね、こちらを挙げさせていただきました。

15ページについては、5番目としまして地域医療の支援確保のための取り組みとして挙げておる地域の医療機関からの紹介患者の受け入れから、あと、三重大医学部、あと、伊勢赤十字さん等々との連携等での動き、それとその下の6番目につきましては、病院で危機災害、災害発生時等の動きについての取り組みを挙げております。

16ページにつきましては、住民の皆さんに病院として上のほうでは講演会、医師等による講演等を行って健康増進等々についての認識を深めていただくような取り組み、下のほうについても住民公開講座として去年30年度の取り組みをさせていただいているというのを挙げております。

17ページにつきましては、収支改善に係る取り組みということで、ジェネリッ

クへの切りかえですとか、医薬品、診療材料費の1社での一括購入の取り組み等々、そういう取り組みをしたということを挙げております。

17ページについては、更新等を行った主な医療機器等の一覧ということで挙げさせていただいております。

18ページにつきましては、数値目標に対する実績、特に29年、30年度につきましては、目標数値を挙げて、それと実績値との差を挙げているということで、18ページ、19ページまで、それぞれの数値に対応する実績数値を挙げての説明をさせていただいたということでございます。

もとの4ページのほうに戻っていただきますと、この説明をさせていただいて質疑等々、その後いただいたわけでございます。

それが内容として5番目以降に載っておりますが、まず大きく三つありまして、一つ目が経営状況についての中で、御質問いただいたのが地域枠Bということで、三重大学医学部のほうに推薦をさせていただいた学生さんの中で、地元出身者の中で何人が病院に帰ってきていただいたり協力をいただいているかということですが、これにつきましては、医師免許を取得して初期研修医を修了した者が現在、地域枠の中に3名みえると。3人はそれぞれ現在研修を行っていただいておりますが、その中でも来年4月から2年間、総合病院のほうに研修で帰ってきていただく方がみえるということですか、既に研修で一度勤務していただいたり、総合病院に月1回、応援医師として帰ってきていただいている方もみえるというようなお話をさせていただいております。

また、原則2年の間、地域医療対策協議会の中では地域の病院で勤務をさせるというような申し合わせもなっているというような御説明をさせていただきました。

二つ目ですが、新改革プランの見直しの中間案の中で、特に地域包括ケア病棟への転換の際にそこら辺の説明、市民の皆さんへの説明ということをもっとやっていただきたいというような御意見をいただきまして、これにつきましては、自宅に帰るための病棟になってケアが進んでいるというような状況になっていることの説明と、それと看護師の配置も13人に1人というような形になって介護福祉士の数も他の病院に比べて多くて手厚い看護ができるようになったというようなお話、それと日常生活に戻るためのリハビリもできるような状況になっているという等々のお話をさせていただいて、ここら辺、アピールも含めてますます力を入れていきたいというふうなお話をさせていただいております。

3番目が特に取り組み、高額な医療機器の中で特にリニアック、こちらの推進と

ということで市長が言われておるこの方向性についてということを経験する質問がございました。

これにつきましては、病院だけの収入ではなかなかリニアックは難しいというふうなお話をさせていただいた上で、行使する際には市の財政とのすり合わせ、それと繰り出しのための内容の検討が必要だということで、現在財政検討委員会というところで財政計画等々を策定しているところだということの状況を御説明させていただいた上で、ただ、市長としてここは市長が答えられておるわけですが、病院改革の一つとして東紀州地域でがんを主因として治す、そのためのリニアックというのは中核病院としても必要性を感じているというようなことをして、前向きに検討するんだというような回答のほうをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 懇話会の説明がありまして、特に何かありましたら御発言願います。

○野田委員 先ほどの課長の説明の繰り返しになるかも知れませんが、尾鷲総合病院新改革プランの見直しの中間案についての、先ほどここにいられている方からの質問に答えている地域包括ケア病棟なんですけれども、要は非常にこれ、要は在宅復帰というところで非常にいいことを言われていますので、やっぱりここら辺はもっと浸透させていくべきところかなと思っております。

25対1の療養病棟から13対1になって手厚い看護ができるという分を十分説明していただいて、地域の方に浸透していただきたいと思いますが、いかがですか。

○河合総合病院事務長 地域包括ケア病棟に対する市民の方、介護施設等への周知ということで、一応入れる導入前の31年1月の広報おわせなりおわせプラス、あとワンセグでも6月から1カ月以上、流させていただいたと思いますけれども、ちょっとそういう努力をしてきたところなんですけれども、まだまだちょっとこういう声をいただくということは周知不足があったと思いますので、今後さらにまた、来年1月発行するおわせプラスに記入するとともに、また、介護施設等との意見交換会等でしっかり説明して、皆さんにしっかり周知いただけるように努力させていただきたいと考えております。

○野田委員 もう一点、患者数の状況なんですけれども、これ、1日平均外来患者数の推移ということで平成30年の同時期かな、これ、令和元年4月から9月までの1日平均患者数等が出ています。

入院患者においては949人がこの半年間でふえているような形になって、収益

も上がっているわけなんですけれども、外来患者においては842人ぐらい減っているんですけれども、何が言いたいかというと、この半期だけを見るとよく頑張っているのかなと僕は個人的には思います。

その中で今さっきの補正の部分もあるんですけれども、患者数については、この現状維持できるような体制っておかしいですけれども、何か予想はどうですか、全体的には減るような形にはなっていますけれども。

○河合総合病院事務長 患者数については、やっぱりこういう人口が減っていく中でどうしても減ってくるということで、公立病院改革プランの見直しの間でも入院で2.2%、外来で1.7%減じてくるというような予想を立てているところですが、その辺はしっかりと診療体制を維持して、患者サービスの向上に努めてしっかりと患者数は確保をしていきたいとか維持をしていきたいと考えておるところで、済みません、ちょっと抜本的な対策というようなところとか、なかなか難しいところがありますので、先ほど言った診療機能の維持と患者サービスの向上のための接遇等も含めてしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○野田委員 以上です。

○奥田委員 ちょっとこの運営協議会、1点、29年3月につくられて3年ということなんですけど、この新改革プランをつくったときにDPCって入っていないんですよね、DPCに向けた準備というのが。その辺のところというのは、何か意見が出ていませんでした。

○河合総合病院事務長 今回については、改革プランの中で来年度からDPCを入れるという話は説明させていただきましたけれども、特に御意見等はいただいておりません。

○奥田委員 その辺、本当はこれ、入ってなかったものでこれ、入ってなかったのがDPCの準備に向けて動き出したということでちょっとあれなんですけど、それで、この前、政策調整課のほうから地方創生の関係の指標があって、地域医療への満足度というのがあって、それが30年度にがたんと落ちておるのですよね。

だからそれがちょっと僕、気になっておるんですけど、これは令和元年度もちょっと続いておんのじゃないかと、野田委員は何か一般質問のとき、病院はよくなった、よくなったと言われてはいますが、僕は月に1回か2回は病院のクレームを聞くんですよね。

そんなによくない、だからやっぱりこの前の政策調整課の報告どおり、そんなに

僕は満足度は上がっていないような気がするんですけど、この新改革プランも続けていく中で、効率化を求めて収益改善ということはいいんだけど、満足度が下がってしまうと何にもならんじゃないですか。患者さんが離れてしまうという。

そこが非常に気になっているんですけど、その辺は事務長、どのように捉えています。そんなに気になっていない。

○河合総合病院事務長 病院といたしましても、患者の声なり、入院満足アンケートをとりながら御意見をいただいた部分については、改善できるところは早急に対応して、長期的に考えていかならん部分は長期的に考えるという部分も含めて対応していていますので、クレームというか、接遇面での意見等もいただいているところもありますので、そういうのはしっかり病院内で周知して、満足度が下がらないように努力していきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員 その辺ちょっと、教育してほしいですね。

30年度は特にやっぱり療養病床が30年度のときに稼働率がたっと下がっているじゃないですか。そういうのも影響しているのかなと思うんですけど。

今年度、地域ケア病棟ということでちょっと稼働率が上がっているというのもあるんですけど。

ただ、先ほど、野田委員がリハビリをしっかりとやられているという話も聞くんですけど、ただ、入院患者さんに聞くと1日に1時間ぐらいしかリハビリないとか、同様な話もよく聞くし、だからしっかりした。すぐ60日で追い出されるという話もあって。

今それですか、60日で追い出されて、一般病棟へも行っている人といえるのはやっぱり何人かいらっしゃるんですか。ついでに済みません、関連でございます。

○河合総合病院事務長 追い出すということは決してやっておりませんので、その辺はちょっと御理解賜りたいと思いますけれども、急変等で一般病棟へ戻られるという患者もちょっと1人、2人、ちょっと聞いたことはありますけれども、ただ、60日を超えて入院されている患者さんも1名いるだけで、今の地域包括ケア病棟でも40日を切るぐらいの平均在院日数になっておりますので、基本的に転院患者の調整をする中で60日以内に退院をしていただけるような患者を地域包括ケア病棟のほうへ転院をさせていただいておるといいうところもありますし、あと、一般病棟のほうで長期にかかるような患者さんも受け入れておるといいう状況もありますので、その辺、例えば11月末現在で一般病棟のほうで1カ月を超える患者さんなんかは62人ほど、166人のうち1カ月を超える患者さん62人ということで、し

っかり長期入院患者は一般病棟のほうで受け入れていっておるといところで考えておりますので、追い出すということは決してやっていないつもりですけれども、ちょっとそういうイメージを与えてしまっておるのであれば、しっかり患者さん、御家族等も含めて病院として説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員　その辺のところをしっかりとケア病棟から、これ、D P Cを投入したら難しいんでしょう、ケア病棟から一般病棟へ行くの。

ということもあるし、やっぱりD P Cを導入するということはどんどん競争の世界に入ってしまうわけなんで、平均までが2期でしたっけ、点数がそれなりにつくけれども、それなりに全国平均の25%までかな、1期という形で、それ以上に点数がつかますけどね。

年々年々、入院期間がどんどんどんどん短くなっていくということなんで、D P Cを導入したら入院期間は間違いなく短縮されていくことなんで、そういうところ、この前もどなたかの一般質問で事務長はこれまでと診療体制は変わらないんですということを言われていましたけど、僕は大きく変わると思うんですよ、これ、4月から。大きく変わらざるを得ない、収益上げるために。その辺のところを周知徹底はしっかりやっておかないと、さらに満足度が下がりますよ、これ。

その辺の周知だけしっかりお願いします。本当真実を、真実のほうを周知してくださいね。事務長は3月でいなくなるかもしれないけれども、その辺のところをしっかりと職員の皆さん、やってくださいよ。

○河合総合病院事務長　D P Cについては、何度も説明させていただいていますがけれども、早期に退院させるような運営は病院として全くやるつもりはありませんので、当然その辺は御理解をいただかなどうしようもないんですけれども、そういう御指摘をいただかないようにしっかりと周知はさせていただきたいと考えております。

○小川委員　病院の懇話会のところでちょっと、5ページのところなんですけど、これ、どうやって理解したらいいかちょっとわからんものですから。

市長の答えの中で、東紀州でがんを主因として亡くなる方が約5,000人いるというところ、これ、どういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○山本総合病院総務課係長　東紀州の地域の人口で約7万4,000人ほど、済みません、ちょっと詳しい数字はわからないんですけど、その方の死因が、今いる方がいわゆる何十年後かに亡くなるかはわからないんですけど、その方ががんが主因

で亡くなる方がというのを単純に計算したらこれぐらいになるというような説明でした。

○三鬼（孝）委員長　　よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　他にないようでございますので、これで病院の審査を終了いたします。

10分間休憩します。

（休憩　午後　2時59分）

（再開　午後　3時10分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、最後ですけれども、最後ではないか、陳情がありますよね。

水道部の議案第99号の審査をしていただきたいと思います。それでは、説明を求めます。

○尾上水道部長　　水道部です。よろしく申し上げます。

ちょっと済みません。今ちょっとタブレットふぐあいで少々お待ちください。申しわけないです。

済みません、どうもありがとうございます。

それでは、議案第99号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、令和元年度尾鷲市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は既決予定額5億2,052万8,000円に対し、補正予定額は5万1,000円の増額で、予定額を5億2,057万9,000円とするものです。

内訳といたしましては、第2項営業外収益を5万1,000円増額補正し、予定額を3,410万5,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は既決予定額5億3,053万9,000円に対し、補正予定額は1,257万円の減額で、予定額を5億1,796万9,000円とする

ものです。

内訳といたしましては、第1項営業費用を1,257万1,000円減額補正し、予定額を4億4,892万3,000円に、第2項営業外費用を1,000円増額補正し、予定額を6,854万3,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為を次のように改める。

水道部庁舎警備業務委託について、期間は令和2年度から令和4年度までとし、限度額は69万3,000円を追加するものでございます。

次に、第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費は既決予定額8,269万4,000円を1,234万8,000円減額補正し、予定額7,034万6,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款第2項第3目長期前受金戻入を既決予定額1,749万3,000円に対し、5万1,000円を増額補正し、予定額を1,754万4,000円とするもので、これは平成30年度決算に係る額の確定による増額でございます。

3ページをお願いします。

次に、支出でございますが、第1款第1項第1目原水及び浄水費既決予定額8,912万5,000円に対し、905万円減額補正し、予定額を8,007万5,000円とするものですが、これは人事異動による職員数の減に伴う人件費の減額によるものでございます。

第2目配水及び給水費既決予定額6,022万円に対し、40万円減額補正し、予定額を5,982万円とするものですが、これは手当等の人件費の減額でございます。

第5目総係費既決予定額4,350万9,000円に対し297万5,000円減額補正し、予定額を4,053万4,000円とするもので、これは人事異動に伴う退職給付費等の人件費の減額と平成30年度の決算の確定により不納欠損の実績を反映させた貸倒引当金繰入額の減額でございます。

第6目減価償却費既決予定額2億1,264万3,000円に対し14万6,000円減額補正し、予定額を2億1,249万7,000円とするもので、これの平成30年度の決算により前年度所得の固定資産が確定したことによる減額でございます。

次に、第2項第3目消費税及び地方消費税既決予定額1,854万8,000円に

対し1,000円増額補正し予定額を1,854万9,000円とするもので、これは今回の補正額に伴う消費税納付額の増額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュフロー計算書をごらんください。

今回の補正により、1、業務活動によるキャッシュフローの一番上、当年度純利益が1,262万1,000円の増額となるマイナス510万円となったほか、決算及び補正額が各項目に反映され、合計が1億5,873万1,000円、2、投資活動によるキャッシュフローがマイナス7,166万7,000円、3、財務活動によるキャッシュフローがマイナス1億6,134万8,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額はマイナス7,428万4,000円となりました。

それを5、資金期首残高7億5,358万1,000円から差し引いた6、資金期末残高は6億7,929万7,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しています。

次に、5ページには給与費明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書をごらんください。

1、営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が当初予算と比較して1,462万2,000円減の510万円となりました。

これに前年度繰越利益剰余金3億2,220万7,000円、減債積立金の取り崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額3,836万8,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億5,547万5,000円となります。

次に、7ページからの予定貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産の(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計は51億1,418万2,000円、2、流動資産の(1)現金預金から(4)その他流動資産までの合計は6億9,389万3,000円で、資産合計は58億807万5,000円となります。

8ページの負債の部でございますが、3、固定負債の(1)企業債と(2)引当金の合計は25億9,194万7,000円、4、流動負債の(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計が2億6,223万2,000円で、繰り延べ収益合計3億5,391万9,000円を加えた負債合計は32億809万8,000円となります。

また、8行目の3、固定負債(2)引当金のうち、(ロ)修繕引当金は360万円を取り崩す予定で8,048万6,000円と減額となっております。

これは10月の集中豪雨により、その地区が断水となったことを受け、他の水源

を調査した結果、三木里・賀田・古江を除く六つの簡易水道で今後の対応策として水源地の土砂撤去等の修繕が必要と判断したことから、この費用としての当年度予算額が不足しているため、修繕引当金の取り崩しを従前の例に行うものでございます。

その内容につきましては、11ページ下から9行目、2の予定貸借対照表等に関する注記の2、引当金の取り崩しの(4)修繕引当金等に追記しております。

9ページをごらんください。

資本の部では、6、資本金が19億5,509万4,000円、これに7、剰余金の(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計6億4,488万3,000円を加えた資本合計は25億9,997万7,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は58億807万5,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に10ページと11ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で議案第99号令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の御説明とします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼(孝)委員長 ただいま水道部長から議案第99号の説明がありましたので、これより質疑に入ります。

御発言願います。

よろしいですか。

○奥田委員 ないようでしたら、1点だけ済みません。

修繕引当金を360万を取り崩すということで、これ、会計処理が変わった25年ですか、6年以降これは計上していないですよ、これ、引当金で。8,400万ぐらい残っていて、今回360万をこれ、取り崩すということで。

これ、今後そういうふうな何か台風とかそういう大雨があったときの臨時的なものでこれの修繕があった場合に取り崩していくという考え方ですか。どういうあれなんです。

○尾上水道部長 奥田委員の御質問ですが、この修繕引当金の取り崩しに関しましては、あくまでも既決の33号修繕費が不足しているということからやらなければならないことがあります。予算のほうで不足した場合について修繕引当金を取り崩すことができるという注記の中の事項で取り崩したものでございます。

先ほど、おっしゃられた来年度以降につきましても、仮に台風とか自然災害で何らかの修繕が必要になったとした場合に、既決予算額が現にあれば、まずそちらのほうで修繕対応になると思います。

今回のように修繕する事項が予算では賄い切れない場合につきましては、今回と同じような形で修繕引当金の取り崩しをお願いするということになります。

○三鬼（和）委員　　ちょっと確認のために。

特に資料の5番というか、その前の支出のほうからなんですけど、人事異動で職員減になったときに、異動するたびに退職給与金等々も勘定し直しするんか、ちょっと金額が大きいもんで。

○尾上水道部長　　今おっしゃられたように退職給与引当金等につきましては、人事で水道部から去れば、その分についての積み立てを取り崩して新たに来た職員の分を積み立てていくということでございます。

○三鬼（和）委員　　ということは、例えば同じ職員が水道部において、離れて、また来ると、またその等級で退職金を積むということになるんですか。引当金について。

○尾上水道部長　　はい。例えて言えば、私は今5年目なんですけど、来年度仮に異動して、再来年度に戻ってきたら6年目になるんですけど、5年延べプラス1年で6年分を引き当てるということになります。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、水道部の議案の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

（休憩　午後　3時24分）

（再開　午後　3時25分）

○三鬼（孝）委員長　　再開します。

それでは、陳情第1号ですけれども、尾鷲幼稚園における3年保育の実施について、この件につきましては9月議会で審議いたしまして、継続審査ということでございますので、再度審査をしていただきたいと思います。

皆さんに審査いただく前に各委員会、出口教育長が就任間もないということでご

ございますけれども、3年保育についての意向というか、教育長の思いを一応述べて
いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

- 出口教育長 尾鷲幼稚園の3歳児保育につきましても、一般質問の中でもお答えをいたしました。集団としての機能を有する場でさまざまな体験ができるように園児数の確保を求めたいということが一つ、それからもう一つは、幼稚園の設置基準の中では同年齢での学年の編成を求めていること、それから三つ目に3歳児におきましても年齢差が非常に大きいので、それぞれ学年に応じた集団としての活動時間の確保が十分に必要であるようなことを考えておきまして、最も3歳児にとって望ましい教育効果を発揮するためには、やはり10名から15名が適切であると同時に、少なくとも10名程度の園児が確保できる状況の中で実施を検討するようなことを考えております。

以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長 ただいま教育長からお話がありましたけれども、この際…

- 三鬼（和）委員 教育長にお伺いいたします。

これまでの三木幼稚園の運営とか実績についてどういう、教育長になられたと言っても、これまでの変遷等についても頭がいい方ですから御理解は得ていると思うんですけど、その辺はどう受け取っていますか。

- 出口教育長 三木幼稚園が継続して続けられているという部分の議論については、私はちょっと申しわけないですか存じないんですが、非常に少ない人数の中で最終的にはやらざるを得ない状況があったのかなというふうには理解をしております。

ただ、本当に少ない人数の中でやったことが子供たちにとっては上下関係もあり、その中で育ったという話も聞いておりますが、幼稚園教育の機能としてはどうだったかということは、私は若干の疑問を持ちます。

- 三鬼（和）委員 幼稚園教育のあり方については、よくわかりました。

ただ、三木幼稚園へ通園した子供たちであるとか、それから、小学校、中学校へ行かれておるわけですから、それは教育長があり方として望ましいなり、あり方を評価する以上に、多分実績は上がっておると私は身近で何回か会話していただいた中で思いますので、あり方と現実はまだちょっと違うということもありますので、機会があったら変遷なんかももう一遍チェックしておいてほしいなと思います。

- 村田委員 教育長にちょっとお伺いしたいんですが、今三鬼さんの質問に答え

られましたけれども、現在は人数が10名にとっても追いつかないような状況なんです。

その中で10名、15名の人数を確保できるようになったらまた、やっていくということでしょうけれども、今回、陳情という形で挙げられて、我々も採否をとられるわけでありましてけれども、現状のままでは絶対に無理であるということですね、そこだけちょっと確認しておきます。

- 出口教育長 来年度、令和2年度の幼稚園の申し込み者数でございますけれども、5歳児が7名、それから、4歳児が7名でございます。そして、そのうち3歳児が現在76名全部であります。

その中で本年度と比べますと、本年度は尾鷲幼稚園、全部で20名でございます。ところが、来年はそれが14名になりまして30%の減になります。

それから、この中で保育園を申し込まれている幼児でございますが、76名中74名というふう聞いております。そうしますとその中で3歳児全体の97%を超える幼児が今既に保育園を申し込んでみえます。

そして、この状況はさらに令和3年度になりますと、ちょっとどうなっていくのかという予測が立たないような状況でございますして、そこのところを非常に心配しているわけございまして、その中で3歳児保育を考えているということになりますと、その先は一体どうなるのかなという大変な不安を持っているところでございます。

以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長 奥田委員、よろしい。

- 奥田委員 教育長にお伺いしたいんですけども、旧町内ではちょっとこれ、2年保育なんですけど、三木幼稚園がここ数年、3年保育だったわけで、三木幼稚園が。それがこの3月でなくなると。そうすると、尾鷲市内から3年保育がなくなるんですよ、全然。

その辺についても先ほど言われた10名とか、そういうようなことで、クールに判断されるということじゃないんですか。

- 出口教育長 いや、全くクールではございませんで、本当に残念なことで大変申しわけないことであろうというふうにはもちろん考えております。

ただ、やはり幼稚園という教育の場でございまして、余りにも少ない人数の中で、これは先ほど申し上げましたように集団としての教育機能が本当に果たせるのかどうかという、これも一つの大きな課題でございますして、そこのところではやはり

我々としては現状では難しいのではないかというふうに考えております。

○奥田委員　ただ、先ほども教育長は76名中74名が保育園を希望しているという話がありましたけれども、ただ、今の段階だと選択肢がないわけですね。

選択肢がないからそういう形になってしまうんじゃないかなと思うんです。だから、潜在的な希望者というのも今、私はいらっしゃるんじゃないかなという気はするんですけど、その辺は全然感じませんか。旧町内でも。

○出口教育長　そこは調査をしてございませんが、まず、第一の段階で74名の方が保育園をまず申し込まれたという現状の中で、恐らくこれは保育園を希望されているのではないかというふうに考えております。

○奥田委員　いや、その認識はちょっとおかしいんじゃないですか。今保育園しかないんですから。幼稚園がないわけなら選択肢ないわけなんで。

だから、これはおうちのほうできちっと子供を見てあげたいという方も無理というわけじゃないけれども、どこかへ就職という形でして、保育園にどうしても入れたいと、保育園へ入れざるを得ない方とかもいらっしゃるんじゃないかなという気もするんですけど。

○出口教育長　私どもは一応保育園を申し込まれた方といいますのは、保育に欠ける幼児であるというふうな認識でございますので、一応そこに申し込まれた保護者の方々は何かの形で就業されるというふうな前提になっているのではないかというふうに考えています。

○三鬼（和）委員　関連していないんですけど、保育費が無償化になるという現状の中で、これまで働いておって費用的な面でも保育園に入れられなかった方が希望するということもふえると。以前にましてもふえると思うんです。

私は個人的には共働きしておりましたので、子供は2人とも保育園で、乳児園から世話になるぐらいありがたい（聴取不能）だと思うんですけど、ただ、先ほどの教育長の話の中に子供たちの数も減っていったという中で、じゃ、教育委員会としては尾鷲の幼稚園はもうなくなってもいいんですか。

建設的に将来的なことを考えれば、選択肢というか、私どもが聞いた保護者の中には、小さいときは子供を預けずに、自分も仕事をせずに一緒になって育てたいという方もこれはおりましたし、あと、定住、移住の中では、そういったのを尾鷲に選択肢がないとかと言われた方もあって、後に相談を受ける人にはどう説明したらいいんやろうということも言うておりましたので、ましてや人口が減っていて、そうやって住むんであれば尾鷲の教育を充実させて、まちづくりをと思うのであれば、

縦割りのことも踏まえて、やっぱり建設的に検討されるのが教育委員会の仕事だと思うんですけど、いかがですか。

○出口教育長　教育委員会としても、幼稚園の存続というのは非常に重要なことでございまして、直ちにどうこうという気持ちは全くないわけですが、ただ、現状といたしまして、令和3年度になりますと我々のこの現状を把握している中では幼稚園の総園児数が1桁になるのではないかと、10名を切るのではないかとというふうに考えております。

そして、令和4年度、その次の段階になりますと、今度は園児数総数が5名を切るのではないかとというふうにも考えております。

そういう中で、幼稚園をこのまま存続させていくのかあるいはもっと違う方法でいろんな中でこれからの幼児教育、就学前の教育をどんなふうに考えていくかということもあわせて考えていかないと、これは間際になってどうするこうするという話ではなくて、やはり尾鷲市全体としての幼児教育をどう進めていくのがよいのか、就学前教育をどう進めていくのがよいかということをあらかじめ、やっぱりある程度先を見越して考えていかないと、本当に途中で幼稚園へ入られた方も突然に幼稚園がなくなって、そうしたらそれこそ行き場がなくなるというような状況ではこれは本当に難しい問題になってくると思うんで、現状の中である程度の先を見通した中で考えていく必要があるのではないかとというふうに思っています。

○三鬼（和）委員　教育長の将来的な幼稚園のあり方も含めてお考えしていかれるということは、今みずからの言葉でお話ししていただいたのでわかりました。

子どもはこの陳情に関しましては陳情された方の意向をどう尊重するかどうかが子どもの判断だと思いますので、これぐらいにしておきます。

○野田委員　今教育長のお話を聞いて、保育園が74名ということで申し込まれているということで、それは十分わかるんですけども、ただ、一方では、今三鬼委員が言われたように陳情という形で挙がってくる中でどうするかということなんですよね。

今教育長が言われたことは、これまでの過去の話から延長しての今からですから、これまでの対策って全然打たれていないわけですが、尾鷲市というか、幼児教育については、と僕は思っています。

それは置いといてでも、園の機能として10名程度要するということであるならば、私は別に保育園が悪いとか幼稚園がいいとか、幼稚園が悪いとか保育園がいいとかというそんな問題は別として、やはり教育の選択肢の幅を広げるということがまず

1点と、あと、幼稚園の中でこれまで3年次幼児教育を志すというか、するのであれば、いろんな土日を利用した幼稚園の活動というのはこういうものですよとか、これは保育園さんのほうではやられているんかもわかりませんが、そういうものをプレゼンテーションということで、そういう形で教育委員会を通じてやるべきことを怠っている部分というのはあるんじゃないかというふうに個人的には思うわけです。

その中で選択肢の幅を広げる中で、今来年度どうこうの話じゃないですけども、幼児、児童数というのはだんだん減ってくるというのは十分わかる中で、やはりそういうデモンストレーションというか、そういうものをやっぱり幼児教育の中でやるということは必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　　今おっしゃられた中の体験入園的なことは、幼稚園のほうでたしかやっていたはずですよ。というか済みません、僕も確認はあれですけど。

園長とかいろいろ今まで話の中で体験入園をやっているという話を聞きましたので、そういう形で必ずやっていると思います。

○仲委員　　教育長のほうから3歳児保育のことについて、今3歳児が来年4月1日かな、76人中74人が保育園に受け付けをしたと、残り2人というですね。

2人というのは幼稚園設置基準で見ると、第4条に学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢による幼児で編成することを原則とする。これは教育長の言われたとおり同年代の3歳児の子を集団保育するにはやはり10名程度ないと確保できないという意味はここの意味で捉えると。

そして、教職員についても各学級ごとに少なくとも専任の教諭を置かなければならない、こうなっていますね。

そういう意味の中で、今回の陳情は8月20日に議会へ提出されました。提出されたということは今回要望から陳情になったんですね。

このいきさつはどうあれ、少なくとも議会へ陳情として出される以上は、教育委員会のほうにこの代表者の方はあらかじめ陳情を出しますというような考えをお示しになりましたか。

○山口教育総務課長　　要望書については、提出されるということはお聞きしておりましたが、そこから陳情に切りかえるといえますか、かわるという話は存じておりませんでした。

○仲委員　　少なくとも陳情書、要望書を出す場合には、僕の考え方では市内の3

歳児保育を要望する方が何名要りますと、10名おりますよ、その中でやはりこういう意見が多いから、幼稚園のPTAが代表となって要望、陳情するという形が私の考えの中にあるんですけど、そういう人数的な要望があるので、その後、陳情を出しましたということもなかったわけですか。

○山口教育総務課長 人数が何名程度確保できたので陳情に切りかえますというような説明は受けておりません。

○小川委員 三鬼委員とか、皆さんの意見を理解した上でまた、教育長の考えも理解した上でちょっと提案させていただきたいんですけども、これ、今これから採択するわけですね。

(「採決」と呼ぶ者あり)

○小川委員 採択じゃない、採決ね。

その中で会議規則の中を見ますと採択すべきものと不採択すべきものと二つに分かれておりますけれども、その採択の区分をちょっと詳しく調べてみますと、採択の区分の中にいろいろありまして、一部採択とか趣旨採択というのがございます。

ほかの議会でも結構やっているところもあるんですけど、その区分を調べたらそういうのが載っていますものですから、私としましては要望した趣旨や事項が妥当であり実現を図るべきと判断した場合、採択とした場合には趣旨採択を私は選びたいんですけど、その趣旨採択の場合は提出者の願意は妥当であるが、先ほど教育長が言われたように諸事情により実現性の面で確信が持てない場合は趣旨採択する場合もあるということが逐条解説でもあるんです。

私そっちのほうを選びたいと思うんですけど、もしよければこの場で決められないんだったら、議運で1回もんでいただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○三鬼(孝)委員長 その件については、この陳情を採否するか図るときに今の意見を言ってもらって、議運の日を開いてもらうという格好になると思いますんで、御了承いただきたいと思うんです。

教育長にお聞きしたいことよろしい。

○奥田委員 もう一点だけちょっと、教育長と調整監へちょっと最後、確認したいんですけども、先ほど委員会を開いたときに全国平均に比べて学力が低いという話がありまして、まだ小学生、中学生が低いと……。

○三鬼(孝)委員長 奥田委員、その件はこの採択とか陳情と関係あるんですか。

○奥田委員 関係ある、関係ある。

今尾鷲市の子供たちの学力が低いということがあるもんだから、僕はそういう意味でもやっぱり就学前の幼児教育って大事じゃないかなと思うんですよ。

そういう中で教育長がもう人数が減って、人数が減っていくのはわかっておるんです。人数が減ってくる中で……。

(発言する者あり)

○奥田委員 差別じゃないと思うんですけど。

人数が減っていくから今後、幼稚園は要らないんじゃないかみたいなニュアンスでとれたんですけども、ただでさえ今尾鷲市というのは、私も9月の一般質問をさせてもらいましたけど子供医療費の無料化にしても、ほかの地域に比べてかなりおこなっているんですよ。子育て支援のいろんなことがおこなわれています。

今定住移住政策を進めているわけですよ、尾鷲市は。そういう中で、やっぱりこういう選択肢というのを僕は残しておくべきだと思うし、それと尾鷲市が保育園にしていくという方針であるなら、僕は尾鷲市がその保育園をやっぱり直営化していく、今民生事業協会さん、外部に経営を委託していますけれども、尾鷲市がきちっとした責任を持ってやっていくというならまだわかるんですけども、何か無責任さを感じるんですよ。

幼稚園は要らないんだみたいな話にとれたんですけど、教育長の発言を聞いていると。

そうになっていくと保育園だけが残っていくという今も選択肢なくて、3歳児の選択肢をなくてですよ、でも、保育園というのが直営だったらいいけれども、外部委託やないですか。

そうになってくるとやっぱり尾鷲市というところは就学前の子供たちに対する教育のところに全く力を入れないのかなというふうにとれないこともないですよ。

だから、外部から見てもですよ、定住移住してくる人とか、県の職員の方もいらっしやるじゃないですか、そういうふうにも、その辺はどう感じられますか、教育長、調整監。そこだけちょっと確認させてください。

○出口教育長 幼稚園が要らないということは毛頭考えておりませんので、今現状の中で幼稚園はきちっと存続をしておりますし、これからは人数によっては存続をしていくというふうな可能性は、これは当然残されているわけでございますので、そんなふうには考えておりませんし。

それから、保育園と幼稚園とは、今現在は保育指針も、それから、幼稚園の教育要領もほぼ同じような中身でかなり突合せた場合に遜色がないと、同じような内

容で進められているということも文部科学省のほうも、厚生労働省も言うておりますし、それから、両方とも小学校教育につなげていく大きな土台なんだということもこれもきちっと言うておりますので、私は幼稚園がどうこう、保育園がどうこうという気持ちは全くございませんし、繰り返して言いますが幼稚園は必要ないというふうには全く考えておりません。

○大川教育総務課学校教育担当調整監　幼稚園の重要性というのは、私も何回も幼稚園も、保育園も、ずーっとことしも何回も回らせていただきました。

そこで子供たちがいろんなことを学んで、行動してというのを見せていただきました。

集団で本当に遊びをしているところ、それから、ルールの理解だとか、やっぱり一つ違ふと本当に、1年生と2年生でも全然違いますけど、下の子になればなるほど1年の違いというのは大きいなと本当に実際に見て思ったりしてきました。

それで、今のおっしゃる中で確かに今教育長言われたように幼稚園の大事さというのは私自身もきちんと認識しております。

本当にできることであれば、そういった子供たちが学ぶ場というのは本当にたくさんあればええと思えますし、私自身、輪内に住んでいますので、輪内のほうの学校の現状を見たときでも、僕はそれぞれの地域に学校があつてというのが本当にありがたいことだと思っております。

ただ、現状でやっぱりいろんな判断をしながら今の状況に來ていますので、本当に相談しながら決めていかざるを得ないなと思っております。

以上です。

○三鬼（和）委員　教育長がこういうことに関しましては、学習要領というか、それも同じと我々も理解していますが、教育委員会としましてもこれまででもこども園なり何なりを設置する努力でもされてきているんやったらそういった発言をしていただいたらいいが、教育長になったばかりでこんなことを言うのは酷な、うちの場合は具体的にはこども園とか幼保一体とかということまでも具体的にはなかったわけですので、保育園は民間委託でやられておりますし、教育は尾鷲市のほうがやっておるといふ、これまでやってきた経緯がございましたので、我々も言ったわけですので御理解願いたいと。

あと一点、先ほど、小川委員が言われましたことは理解できるんですけど、既に二つの……。

○三鬼（孝）委員長　三鬼和昭委員その件については、その際に言うてください。

他にございませんか。

○上岡副委員長　私も一般質問をさせていただきましたので、一言質問させていただきたいんですけども、今教育長にお話ししていただきました。仲委員も同じような内容で話をさせていただきました。

教育長の話というのは、教育委員会、教育委員さんも含めた話を今教育長が代表して教育行政の中で話をさせていただいたんだと思います。

私は以前から教育委員を務めていました。教育委員というのは住民の意思が入る組織だと思っています。この委員の中よりも住民に近い意思が入った教育行政をやっていると思っています。

その意思の中で今教育長が言われたようなこれ、教育委員会の独立性を持っていないといけないと思いますんで、そういう重要性もあるけれども、こういう決断を今しようとしていますんで、それを私は、3歳児保育は必要であるけれども、教育委員会の意思は、私は尊重したいと思っています。

(発言する者あり)

○奥田委員　ちょっと今の、でも教育委員会が決めたのって、それって……。

○三鬼(孝)委員長　奥田委員、その辺のところはちょっと……。

教育長、教育委員会、退席してください。

この件について、よろしい。審議は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　これで陳情の審査を終了します。

それでは、休憩します。10分。

(休憩　午後　3時53分)

(再開　午後　4時00分)

○三鬼(孝)委員長　再開します。

それでは、付託議案の採決に入ります。

最初に、議案第72号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長　挙手全員です。

続きまして、議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、可決すべきとする者、

挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員です。

続きまして、議案第74号、尾鷲市債権の管理に関する条例の制定について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、問題の議案第75号、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について、採否をとりたいと思いますけれども、楠委員から発言を求められておりますので、どうぞ。

○楠委員 それでは、修正案の提案をさせていただきますので、説明させていただきます。

議案第75号、皆さんのお手元にはいくのかな、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定についてにつきましては、都市圏での同様の条例等を調査、ヒアリングした結果として、その条例を制定した経緯等は自然や生活環境に大きな影響を与えることを懸念して制定したとのことです。

尾鷲市の条例も三重県との協議調整、警察庁との協議を重ね、苦勞されたことは十分理解できますし、内容は濃いものとなっていることは評価したいと思っております。

しかし、独自の条例としてのかつ周辺自治体の先進事例になることはもちろんのこと、尾鷲市の貴重な資源、財産が未来の人々に残せることがこの条例のもう一つの目的であると判断をいたし、この条例案の一部を修正しようとするものであります。

それでは、別紙修正案をごらんいただきたいと思います。

尾鷲市埋立て等の規制に関する条例の一部を次のように修正する。

第8条、埋立て等区域の面積についてですが、第8条第1項を次のように改める。

(1) 埋立て等区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の埋立て等(埋立て等区域の面積が500平方メートル未満であっても、一団の土地の区域内に複数の埋立て等に区域があるときにあっては、その合計が500平方メートル以上となるものを除く。)

次に、第10条第3項中「第25条」を「第29条」に改める。

第14条第1項第1号イ中(「第26条」を「第30条」に、「第27条」を「第31条」に改め、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 搬入する土砂等が県外でない証明ができるものであること。

次に、第42条を第46条とし、第41条を第45条とする。

第40条第9号及び第10号中「第33条」を「第37条」に改め、同条を第44条とする。

第39条第1号中「第29条」を「第33条」に改め、同条第2号中「31条」を「第35条」に改め、同条を「第43条」とする。

第38条中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第42条とする。

第37条第1号及び第2号中「第25条」を「第29条」に改め、同条第3号中「第26条」を「第30条」に改め、同条を41条とする。

第36条を第40条とする。

第35条1項中「第25条」を「第29条」に改め、同条を第39条とする。

第34条第1項中「第26条」を「第30条」に、「第27条」を「第31条」に改め、同条を38条とする。

第33条を37条とし、第30条から32条までを4条ずつ繰り下げる。

第29条第1項中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第33条とする。

第28条を第32条とし、第25条から第27条までを4条ずつ繰り下げ、第24条の次に次の4条を加える。

(保証金の預託)。

第25条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、土砂等の埋立て等の適正な施工を保証するため並びに事業区域及びその周辺の地域における災害の防止並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、当該許可に係る土砂等の埋立て等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

(1) 事業区域面積が3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等。

(2) 盛土を行う前の地盤面が水辺面に対して20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土砂等の埋立て等。

2項 保証金の額は、300万円及び搬入土量に1立方メートル400円を乗じて得た額（その額に、1,000円の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3項 第1項の規定により保証金を預入した事業主は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4項 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとするときについて準用する。

(保証金の使途)。

第26条 保証金は、許可事業主が受けた許可に係る土砂等の埋立て等を適正に行わず、事業区域及びその周辺の地域における安全が著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対策を講じないときは又は自然環境及び生活環境の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等に要する経費に充てるものとする。

(質権の実行)。

第27条 市長は、前条の規定により道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等を行うときは、許可事業主が保証金を預入した金融機関に対して第25条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除)。

第28条 市長は、この条例に基づく許可の申請に対して許可をしないこととしたとき又は第24条第1項の規定による完了の届出があり、同条第2項の規定による検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第25条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2項 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第25条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

第14条に第10号を追加、第25条に保証金の預託、第26条保証金の使途、第27条質権の実行及び第28条質権設定契約の解除を追加し、それぞれ修正するものであります。

以上、簡単でございますが修正案の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○三鬼(孝)委員長 ただいま楠委員から議案第75号の修正案の説明がなされましたので、これから修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

- 仲委員 保証金の条例が加わったんですけど、保証金を納めて保証金が解除される時期というのは書かれていないんですけど、いかがですか。
- 楠委員 保証金の使途の後、後半のほうに解除の28条、解除があると思うんですけど、完了の届け出があったりあるいは検査の結果、内容が適合しているというときに質権の設定契約は解除するということになります。
- 仲委員 土砂の盛り土をして、いろんな風水害とか、いろんな自然災害のときにずっと何年も経ったときに起こる場合のことは、これは想定されていないんですか。
- 楠委員 資料のほうの原案の中にも書いてありますけど、基本的には、最終的にはその土地の所有者、権利を有する者が基本的にその土地の管理監督をしなきゃいけないということは、これは民法でも決まっておりますんで、これはこの事業が終わった後だとその所有者あるいはそこを使用する者等が整備だとか、崩れた場合は対応しなきゃいけないということになるかと思います。
- 仲委員 そういう回答が得られるとは思っておったんですけど、そうすると事業が完了するまでの保証ということですから、やはりそこらのところは保証金を入れるという意味がやっぱり薄くなるというふうに思うんですけど、これは意見として言っておきます。
- 三鬼（孝）委員長 どうぞ、奥田委員。
- 奥田委員 ちょっと楠委員に確認なんですけど、これ、原案に対して僕は三つプラスしたのかなという感じがするんですけど、一つは1,000平米以上3,000未満のところを、1,000を500にしたと。
- それから、二つ目が県外の土砂は搬入を認めないということと、それから、この保証金の預託ってこれ、供託金のことかな。
- これも私この12月8日、紀北町であった講演会で聞いていても、やっぱりそういう供託金というのは今普通やという話が出ていたんで、ここを入れるということなんですよね、いいですか。
- 楠委員 私も昨年末、秋過ぎぐらいからこの制度を持っている市なりに直接行ったり、あとは電話で確認しましたが、やはりこれがないと実際に工事中の事故についての対応がなかなか難しいよということをお知らせいただき、この保証金制度はもし条例をつくるのであれば挿入しておいたほうがいいよということのアドバイスをいただき、確かにこの内容からすると別に市がお金をもらうわけじゃないんで、担保としての対応ということで、私の提案とさせていただきました。

○奥田委員　　そうすると、もう一遍ちょっと確認したいんですけども、工事完了までかな、今先進地なんかは普通に入っていると思うんですけど、その部分を入れておいたらいいんじゃないかということなんですね。

だから、さっき仲委員が言われた本来なら工事が終わってからの保証金というものもあったほうがいいんじゃないかなと、よりいいのかなという感じはしますが、そこまでは入れないという、とりあえず今先進地のものを参考にしたということで、よろしいですか。

○楠委員　　基本的に市のほうの原案のところで、第6条で土地所有者の責務ということで記載されておりますんで、工事完了、終わった後でもその土地を所有する方が管理を負うということが基本的には一般通論であるかと思しますので、この期間中についての内容で保証金ということです。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　質疑はないようでございますので、討論に入ります。

討論ですよ、討論。

楠委員の修正案に対する討論、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　討論を終結いたします。

この際、特に野田委員から発言を求められておりますので、どうぞ発言してください。

○野田委員　　私はこの議案第75条、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について、楠委員との中身は多少違うんですが、県外土砂の搬入を禁止すべき条例はないことから修正案を提出したいと思っています。

（「修正案（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○野田委員　　討論。

○三鬼（孝）委員長　　討論はないけど、特別ちょっと発言させてくれというもので。

（「修正案でしょう」と呼ぶ者あり）

○野田委員　　修正案でない。

○三鬼（孝）委員長　　修正案ではないけれども、この75条に対する野田委員の考え方を。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 修正案ではないですよ。

○野田委員 これを含めての……。

（「含めてやなしに」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 含める。

（「賛成か反対の立場で」と呼ぶ者あり）

○野田委員 中全部というのは考えていないもんで。

（「委員長に出していないやん」と呼ぶ者あり）

○野田委員 出していないでさ。

（「討論でいい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 討論にする。

（発言する者あり）

○野田委員 討論になるんですか。

（「討論」と呼ぶ者あり）

○野田委員 討論ということで。

先ほど言った議案第75条、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定についてについては、県外土砂の搬入を禁止すべき条例はないことから、今回楠委員の修正案に賛同するものであると。それでええんやね。

（「そうそう」と呼ぶ者あり）

○野田委員 それで、まだあるんですよ。

ですから、私は搬入する土砂等が県外でない証明ができるものであることを修正として、特に修正の分の考えとして入れておきたいと思います。

尾鷲市条例制定の背景と目的において、本市を含む県林署に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋め立て等が行われており、市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声が挙がっていることが明記されており、そういうことがあることから、県外残土の持ち込みに対する賛成といたします。県外の持ち込みは反対やということに対する……。

（「修正案に賛成したい（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○野田委員 そうそう。その意思（聴取不能）。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。他にございますか。なければ、終結をいたします。

それでは、議案第75条、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定についてについて、本件に対する楠委員から提出された議案修正案について採決をい

たします。よろしくお願ひします。

本修正案に賛成の方は挙手願ひます。修正案の賛成の方。

(挙 手 少 数)

○三鬼(孝)委員長 4名で少数です。少数。

少数で否決をされました。

したがいまして、原案について採決をいたします。

議案第75条、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願ひます。

(挙 手 多 数)

○三鬼(孝)委員長 賛成多数で原案は決しました。

続きまして、議案第76号、尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員でございます。

続きまして、議案第78号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第79号、尾鷲市立公民館条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第80号、尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第81号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第82号、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願ひます。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第 8 3 号、尾鷲市学校施設の開放に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第 8 4 号、尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第 8 6 号、尾鷲市斎場条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第 8 7 号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第 8 8 号、尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

(「 (聴取不能) 8 5 号が飛んでおるやら」 と呼ぶ者あり)

○三鬼（孝）委員長 本当、そうですか。申しわけないです。

それでは、議案第 8 5 号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。ありがとうございます。

続きまして、議案第 8 9 号、尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第90号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 はい。

続きまして、議案第91号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第92号、尾鷲市都市公園条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第93号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第94号、尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第96号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第97号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。

続きまして、議案第98号、令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第99号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員です。

最後の議案ですけれども、議案第101号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。

続きまして、陳情第1号、尾鷲幼稚園における3年保育の実施について、これはまず継続だけ先に採否とります。

継続審議に賛成の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないですね。ありません。

（「順番で」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 順番。

次に、採択すべきとするものの挙手をとりたいと思いますけど、小川委員から発言がありますんで、どうぞ。

○小川委員 先ほど、言わせていただいたんですけど、採択の区分の中に一部採択と趣旨採択というのがございます。

先ほど言いましたんで、その一部採択じゃなしに趣旨採択の選択をしたいんですけど、この取り扱いについてどうしたらいいか、先にちょっと話してもらえませんか。

もし議運やったら議運でもええし、どうでしょうか。

○三鬼（孝）委員長 趣旨採択をとる場合には事前に議会運営委員会で審査をいただくということと。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 そういうことです。ということでございます。

ここで暫時休憩して、議会運営委員会を開きたいと思っておりますのでよろしくお願

します。

(休憩 午後 4時27分)

(再開 午後 4時40分)

○三鬼(孝)委員長 委員会再開します。

先ほど、委員会で小川委員から陳情第1号、尾鷲幼稚園における3年保育の実施については趣旨採択をされるという動議がありまして、先ほど、議会運営委員会を開き、議運の委員の皆さんに了解いただきましたので、当委員会として小川委員の言われます趣旨採択とすることについて採否をとりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(「委員長、ちょっと採決(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 済みません、間違えました。

趣旨採択をすることに決してよろしいかどうか、皆さんにお諮りいたします。

やっぱりこれ、趣旨採択するかどうかをまず、諮らんならんでしょう、当然。

○南委員 趣旨採択をとれば、当然これまでも陳情、請願に僕は陳情者、請願者の趣旨を尊重して妥当と認め、採択に参加しておりますので、これは趣旨採択は僕は何ら間違いじゃないと思うよ。

○三鬼(孝)委員長 当然、そうですけれども……。

○南委員 いやいや、それが一部採択やったらちゃうで、これ。

○三鬼(和)委員 今回、初めてですかね、趣旨採択。

○南委員 提示をしてもらわんことにはちゃんとね。

(発言する者あり)

○村田委員 南さん、これ、やっぱり採択と不採択ですね、通常は。そのほかに反対ではないんだけど採択というわけにはいきませんよという意味で趣旨採択ということになる。

趣旨はわかっておるけれども、尾鷲市の行政の体制が整っていない、だからここで採択に賛成するわけにいかないという意味で趣旨採択ということなんですよね、多分。そうでしょう。

○三鬼(孝)委員長 とにかくこれから採否をとります。

小川委員が出している採択をここで決するかどうか、皆さんにお諮りします。

その件もう、よろしいんでしょう。

○小川委員 採択すべきものともう一つ、別口で趣旨採択……。

○三鬼（孝）委員長 趣旨採択をしてもええかということを採用したいということですよ。

よろしいですか。

それでは、小川委員から出されています趣旨採択を当委員会として採否をとることに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○三鬼（孝）委員長 賛成少数でございますので、この趣旨採択の件につきましては否決ということでございます。

それで、原案の陳情に対しまして採択をされる方の挙手、賛成の挙手を願います。

（挙手多数）

○三鬼（孝）委員長 挙手多数でございます。よって、本陳情第1号は採択するに決しましたので報告いたします。

それで、委員長報告ですけれども、一般会計について余りなかったような気がするんですが、当然、議案第75号が修正をされておりますし、それと教育委員会の議案82号の体育館の使用に関しまして南委員さんと村田委員さんの発言がありました件と、それと病院事業会計の補正予算の件で当初予算と今回の補正予算との内容に相当落差がありましたので、その辺のところの報告をいたしたいと思います。委員長として。

その他、何かありましたら御発言願いたいと思いますけれども。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 あと、済みません。当然、陳情の件についても言います。

（「趣旨採択の（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 はい、言います。

○三鬼（和）委員 今回一般会計とそれから病院会計とかがあった中で、財政再建についてということも、できましたら。

財政再建についても、この前言ったように議案に対する直接的な審査ではなかったですけど……。

○三鬼（孝）委員長 報告事項でしょう、財政の見通しで。議案じゃないですからやっぱりそれ報告することには、ちょっと。

その辺でよろしい。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 では、そのように委員長報告に入れますんで、よろしくお

願いたしたいと思います。

最後ですけれども、当委員会の管外視察を計画いたしておりますので、皆さんにお諮りしたいと思います。

皆さんに意見は聞いておりませんが、正副委員長、これまでも慣例で正副委員長に任せるといってございまして、その慣例を受け入れまして来年1月29日と30日に熱海市と……。

○高村委員 委員長、ええと何か、情報ないですかというのを聞かんでもええん。

○三鬼（孝）委員長 いや、これまで正副委員長にお任せされておる慣例で。

その熱海市と伊豆の国市です、これ、2市の管外視察をしたいと思います。

熱海市につきましては、シティプロモーションと観光ブランドプロモーションということと、それから、熱海港における地域活性化、それから、釣り文化振興促進モデル校、それから、にぎわい創出の整備見学というようなことで熱海市を視察したいと思います。

それと伊豆の国市は、持続可能な交通システムの実現に向けた取り組み、それから、投票所の統廃合と移動式期日前投票所の設置ということと、それから、韮山反射炉、世界遺産の活用と地域活性化に向けての取り組みということの3点について、それぞれ視察いたしたいと思っておりますのでよろしく御了承をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

2カ所。

よろしい。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、そのように決めますのでよろしくお願いいたします。

欠席される方は早目にちょっと事務局のほうへ連絡いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これを持ちまして、大変長時間いろいろ議論いただきまして、本当にありがとうございました。

これで閉じます。御苦労さんでした。

（「あしたやる（聴取不能）言わんでいいの」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 あした委員会、休会します。

（午後 4時47分 閉会）